

前橋市男女共同参画基本計画（第四次）

まえばし Wind プラン 2014

○ 前橋市



は じ め に



男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に進行するため、国が「男女共同参画基本計画」を閣議決定してから13年が経過しました。男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は社会全体の願いです。

本市でもこの間、「まえばし男女共同参画推進条例」を制定するとともに、前橋市男女共同参画基本計画「まえばしWindプラン2004」を策定いたしました。その後計画見直しを行い、前橋市男女共同参画基本計画「まえばしWindプラン2009」を策定して、さらなる男女共同参画社会の実現に向け施策を進めてまいりました。

また、平成24年には「男女共同参画に関する市民意識調査」を行うなど、男女共同参画に関する意識や実態、ニーズの把握にも努めているところであります。

そしてこのたび、平成26年度から平成33年度までの8年間の取組に向け、前橋市男女共同参画基本計画（第四次）「まえばしWindプラン2014」を策定いたしました。

今回の基本計画においては、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援に関する施策を充実するために、本基本計画を、「配偶者暴力防止法に基づく基本計画」にも位置付け、県や近隣市町村等関係機関と連携し本市におけるDV対策を推進していくことといたしました。

また、推進条例で掲げている6つの基本理念を、「Ⅰ一人ひとりが尊重される～まえばし」、「Ⅱみんなが主役になれる～まえばし」、「Ⅲ多様なライフスタイルを実現できる～まえばし」の3つの基本目標にまとめ、具体的な施策（事業）を設定し取り組んでまいります。

本計画を着実に推進していくためには、行政はもちろん、市民、地域団体、事業者や関係機関と、連携、協働して取り組むことが重要であり、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました「前橋市男女共同参画審議会」の委員の皆様をはじめ、市民意識調査等にご協力いただいた多くの市民の皆様に心から感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。

平成26年3月

前橋市長

山本 龍

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 プランの基本的なこと	3
（1）目的	3
（2）性格・位置づけ	3
（3）計画の期間	4
（4）策定体制	4
2 策定の背景	5
（1）本市のこれまでの取組	5
（2）国の動向	6
（3）県の動向	8
第2章 まえばしの現状	9
1 男女共同参画の視点から見たまえばしの現状	11
2 市民意識調査からみられる市民意識の現状	16
（1）市民の生活や社会の状況に関する意識	16
（2）固定的な性別役割分担意識の現状	18
3 第三次基本計画の取組状況	19
（1）成果指標の達成状況	19
（2）進捗状況	20
（3）基本目標の状況	20
（4）本計画策定にあたって留意した点	24
第3章 計画の構成と体系	25
1 まえばしの男女共同参画社会を実現するために	27
2 基本目標	29
3 施策の体系	30
第4章 施策の内容	33
基本目標Ⅰ 一人ひとりが尊重される まえばし	35
施策の方向 1 人権尊重・男女平等意識の向上	35
主な施策(1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ	35
主な施策(2) 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進	37
主な施策(3) 国際理解と協調	40
施策の方向 2 互いの性を尊重する社会づくり	42
主な施策(4) 生涯を通じた健康づくりへの支援	42

主な施策(5) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援	44
(前橋市DV防止基本計画)	44
主な施策(6) 女性に対する暴力の根絶	47
基本目標Ⅱ みんなが主役になれる まえばし	50
施策の方向 3 政策・方針決定の場への女性の参画推進	50
主な施策(7) 方針決定の場における女性の登用促進	50
主な施策(8) 女性リーダーの発掘・育成・活用	53
施策の方向 4 女性が活躍する範囲の拡大	54
主な施策(9) 男女平等を阻む制度・慣行の見直し	54
主な施策(10) 様々な分野への女性の参画の推進	57
基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを実現できる まえばし	59
施策の方向 5 男女がいきいきと働ける環境の向上	60
主な施策(11) 職場における男女共同参画の推進	60
主な施策(12) 女性のチャレンジ支援	62
主な施策(13) 農業分野への男女共同参画の推進	63
施策の方向 6 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	65
主な施策(14) すべての子育て家庭に向けた子ども・子育て支援	65
主な施策(15) すべての家庭に向けた介護支援	69
施策の方向 7 ゆとりある生活の推進	70
主な施策(16) ワーク・ライフ・バランスの推進	70
主な施策(17) 多様な活動への男女の参画促進	72
第5章 推進体制	75
1 市の推進体制の充実	77
(1) 職員意識の向上	77
(2) 活動拠点の整備	77
2 国・県・関係機関等との連携協力	77
(1) 市民・事業者・団体とのパートナーシップの確立	77
(2) 他自治体等との情報交換・交流	77
3 計画の進行管理	78
(1) 庁内推進会議による総合的な調整	78
(2) 市民等の意見の反映	78
資料編	79
1 前橋市男女共同参画基本計画(第四次)「まえばしWindプラン2014」策定経過	81
2 前橋市男女共同参画審議会委員名簿	82
3 まえばし男女共同参画推進条例	83
4 前橋市男女共同参画審議会運営規則	87
5 前橋市男女共同参画推進施策調査委員規則	89
6 男女共同参画社会基本法	91
7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	97
8 市民意識調査の概要	106
9 男女共同参画のあゆみ	107

第 1 章 計画策定にあたって

1 プランの基本的なこと

(1) 目的

計画の目的：

市・市民・事業者との協働による男女共同参画の推進（条例で示した理念の具体化）

平成15年3月に制定した「まえばし男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）の前文で示すところの「市民一人ひとりが、お互いを大切に、性別にかかわらず、個性を輝かせて生き生きと暮らすことのできる社会の実現」を、市・市民・事業者との協働により、総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めるものです。

(2) 性格・位置づけ

- この計画は、条例第9条に基づく基本計画であり、男女共同参画社会基本法（平成11年6月制定 以下、「基本法」という。）第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画にあたります。
- この計画は、まえばしWindプラン2009（平成21年策定）を継承しています。
- この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律¹」（平成25年7月改正）第2条の3の第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）を包含しています。
- この計画は、第六次前橋市総合計画改訂版を上位計画とし、他の関連する計画との整合を図っています。
- この計画は、「前橋市男女共同参画審議会」による答申を反映しています。
- この計画は、国の第3次男女共同参画基本計画、群馬県第3次男女共同参画計画を視野に入れています。
- この計画は、市民意識調査の結果を反映しています。

¹ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）：

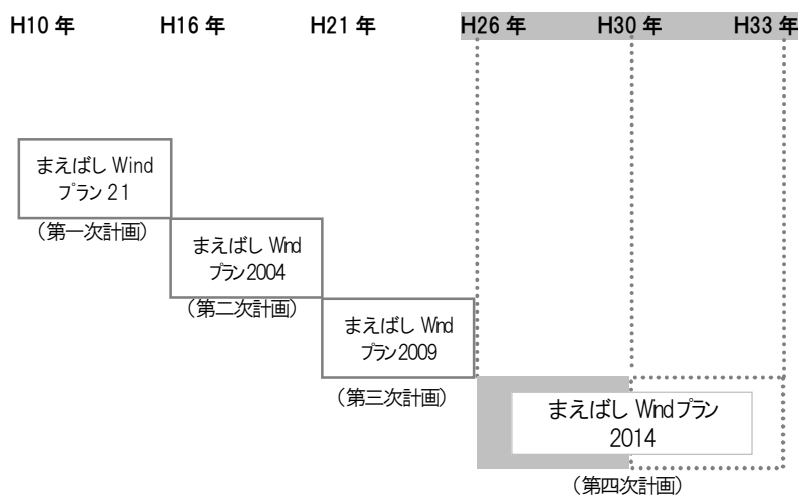
配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定する法律（平成13年施行）。

平成16年（被害者の自立支援の明確化）、平成19年（保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等）の改正に続き、平成25年7月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が制定されました（平成26年1月3日施行）。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法が適用されます。

(3) 計画の期間

この計画の期間を、平成 26（2014）年度～平成 33（2021）年度の8年間としますが、社会経済情勢、市民の価値観やライフスタイル、ニーズの変化などを踏まえ、必要に応じ4年目に改訂等を行います。

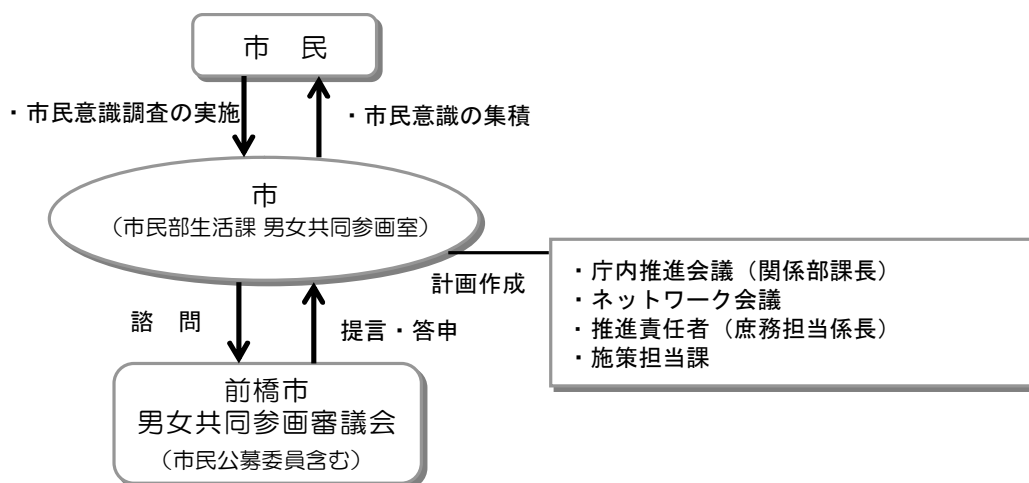
図表 1 計画期間



(4) 策定体制

市民の意識や生活実態の把握などを調査し、全庁的策定組織により施策を検討しました。同時に市民や有識者などで組織される男女共同参画審議会の答申を踏まえながら、広く市民意見の収集と適切な反映を図って策定しました。

図表 2 本計画の策定組織



2 策定の背景

(1) 本市のこれまでの取組

本市では、昭和 63（1988）年の婦人問題担当窓口の開設を皮切りに、今日まで 25 年に及び女性政策や男女共同参画の取組を行ってきました。

平成 10 年には女性の地位向上をめざした 10 年間の行動計画として、「まえばし Wind プラン 21」（平成 10～19 年度）を策定しました。平成 11 年からは公募の市民ボランティア編集委員との協働により、市民に向けた男女共同参画情報誌「新樹」を発行しています。

平成 11 年の男女共同参画社会基本法の制定を受け、これまでの女性問題の解決を中心にした女性政策から基本法に基づく男女共同参画政策へと発展させ、施策強化を図る必要が生じたため、男女共同参画推進の法的整備に向けて市民との 2 年間に及び検討を重ね、平成 15 年 3 月 28 日、「まえばし男女共同参画推進条例（平成 15 年前橋市条例第 1 号／平成 15 年 4 月 1 日施行）」を制定しました。

平成 16 年には条例に基づく初めての基本計画として、前橋市男女共同参画基本計画（第二次基本計画）である「まえばし Wind プラン 2004」（平成 16 年度～平成 20 年度）、平成 21 年には第三次基本計画となる「まえばし Wind プラン 2009」（平成 21 年度～平成 25 年度）を策定し、施策を推進してきました。

いままでの計画の基本目標

前橋市男女共同参画基本計画（第三次）「まえばし Wind プラン 2009」

（平成 21 年度～平成 25 年度）

基本目標

- I 一人ひとりが尊重される～まえばし
- II みんなが主役になれる～まえばし
- III 多様なライフスタイルを実現できる～まえばし

前橋市男女共同参画基本計画「まえばし Wind プラン 2004」

（平成 16 年度～平成 20 年度）

基本目標

- I 男女の人権の尊重
- II 家庭生活とその他の活動との両立支援
- III 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進
- IV 男女共同参画の視点からの制度・慣行の配慮
- V 市と市民と事業者の協働による推進
- VI 国際社会の取り組みとの協調
- VII 推進体制の整備・充実

前橋市女性行動計画「まえばし Wind プラン 21」

（平成 10 年度～平成 15 年度）

基本目標

- I 人権の尊重と男女平等の意識づくり
- II あらゆる分野への男女共同参画の推進
- III 女性と男性が共に自立して多様な生き方を選択できる生活環境づくり
- IV 活動を担う人づくり、交流を深めるネットワークづくり

(2) 国の動向

国の動向 1 第3次男女共同参画基本計画が策定されました。

国においては、平成11年の男女共同参画基本法に基づく男女共同参画基本計画が策定され、平成17年には男女共同参画基本計画（第2次）として見直しが行われました。平成22年に再び全体の見直しが行われ、同年12月には第3次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。第3次男女共同参画基本計画では次の4つのめざすべき社会像を掲げています。

めざすべき社会

固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会

男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会

男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会

基本計画で改めて強調している視点

- ① 女性の活躍による経済社会の活性化
- ② 男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③ 様々な困難な状況に置かれている人々への支援
- ④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤ 地域における身近な男女共同参画の推進

今後取り組むべき喫緊の課題

- ① 実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
- ② より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
- ③ 雇用・セーフティネットの再構築
- ④ 推進体制の強化

特徴

- ・ 経済社会情勢の変化等に対応して、5つの重点分野を新設
実効性のあるアクション・プランとするためそれぞれの重点分野に「成果目標」を設定
- ・ 平成32年（2020年）に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けて取組を推進
- ・ 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ※問題」の解消も強調

※M字カーブとは、日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多いためです。
なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

国の動向2 ワーク・ライフ・バランスが推進されています。

平成19年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び、これを実現するための「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。これにより、社会全体で「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」をめざすこととなり、第1子出産前後の女性の継続就業率、男女の育児休業取得率や6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間の向上などの数値目標が設定されました。

仕事と生活の調和とは

「憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、以下とされています。

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」

国の動向3 育児・介護休業法の改正や少子化対策が推進されています。

平成20年12月、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定促進など次世代育成支援対策推進法が一部改正され、平成22年6月には、3歳までの子を養育する労働者の短時間勤務制度の義務づけ、父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス）や介護のための短期休暇制度の創設など育児・介護休業法が改正されました。

国の動向4 DV防止法やストーカー規制法が改正されました。

配偶者からの暴力の問題を総合的に規定したわが国最初法律として平成13年10月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（一部は14年4月施行）が施行され、平成16年の一部改正により、暴力の定義の拡大や元配偶者からの暴力も含めることとされたほか、都道府県による基本計画の策定が義務づけされました。平成19年の改正で保護命令制度の拡充や市町村による基本計画策定の努力義務も定められましたが、平成25年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、平成26年1月3日に施行されました。この改正は、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされます。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

平成12年に施行された「ストーカー行為」（つきまとい等を繰り返すこと）を行った者に

対する罰則を設けたストーカー規制法は、平成 25 年 7 月に改正され、ストーカー行為の禁止命令を出す権限が被害者の居住地だけでなく加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも与えられるようになったほか、迷惑メールの繰り返しもストーカー行為に加えられました。

(3) 県の動向

群馬県では、昭和 55 (1980) 年の「新ぐんま婦人計画」の策定を皮切りに、平成 5 (1993) 年に「新ぐんま女性プラン」を策定し、女性施策の推進体制を整備しました。

平成 13 (2001) 年 3 月には「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「ぐんま男女共同参画プラン」を策定し、平成 16 (2004) 年 3 月「群馬県男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例に基づき、県の男女共同参画関連施策に対する意見の申出制度の創設、事業所における男女共同参画推進員の設置、有識者等で構成される「群馬県男女共同参画推進委員会」の設置などを行いました。

平成 18 (2006) 年 3 月、「群馬県男女共同参画基本計画 (第 2 次)」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく法定計画として「ぐんま DV 対策基本計画」を策定しました。平成 21 (2009) 年 3 月には、より一層の「暴力のない社会の実現」を目指した「ぐんま DV 対策基本計画 (改訂版)」を策定、同年 4 月には、男女共同参画社会づくりのための事業や活動の総合的な拠点として「ぐんま男女共同参画センター (愛称：とらいいあぐるん)」を設置し、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりを一層進めています。

平成 23 (2011) 年 3 月には、「群馬県男女共同参画基本計画 (第 3 次)」を策定し、特に力を入れて取り組むべき 5 つの重要課題を定めました。

また、平成 26 (2014) 年 3 月、「ぐんま DV 対策推進計画 (第 3 次)」を策定し、配偶者等からの暴力のない社会の実現に向けて施策を推進することとなっています。

群馬県男女共同参画基本計画 (第 3 次) 今後取り組むべき重要課題

- 1 啓発活動の推進
- 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 3 配偶者暴力被害女性の支援
- 4 子育て環境等の整備
- 5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

ぐんま DV 対策推進計画 (第 3 次) 基本目標

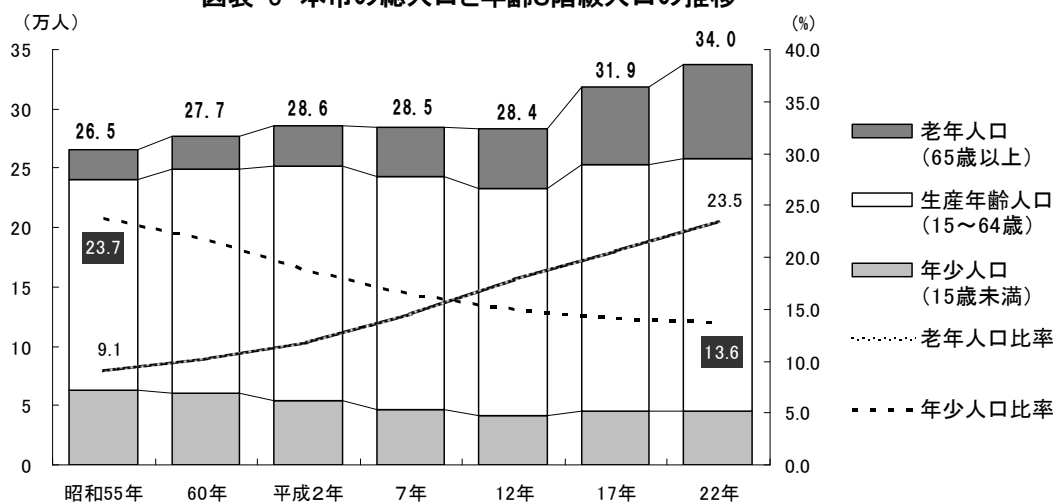
- I 暴力を許さない社会づくり
- II 信頼できる相談体制の整備
- III 安心・安全な保護環境の整備
- IV 自立支援の体制整備
- V 被害者支援ネットワークの構築

第2章 まえばしの現状

1 男女共同参画の視点からみたまえばしの現状

総人口は増加しましたが、少子・高齢化は進んでいます。

図表 3 本市の総人口と年齢3階級人口の推移



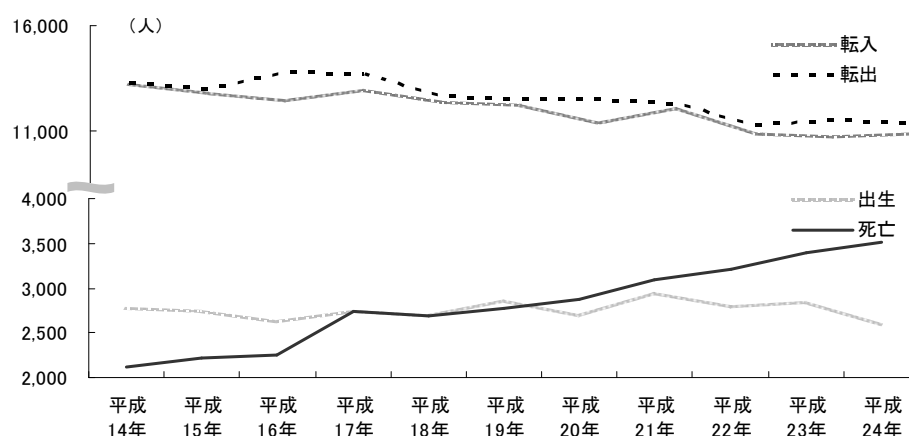
〔平成 22 年における3階級人口比率の県、全国との比較〕

	年少人口 (15 歳未満)	生産年齢人口 (15～64 歳)	老年人口 (65 歳以上)
前橋市	13.6	62.9	23.5
群馬県	13.8	62.7	23.6
全 国	13.2	63.8	23.0

資料：国勢調査

注：総人口には年齢不詳を含みます。平成 12 年以前は旧前橋市の数値です。

図表 4 自然増減と社会増減の推移



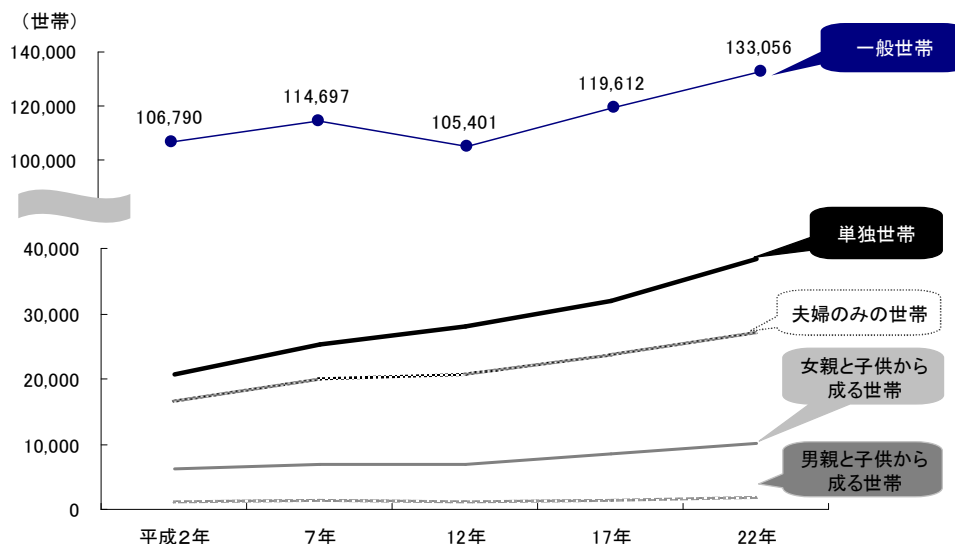
資料：前橋市統計書

◇合併後の総人口は30 万人台にのぼり、平成 22 年では340,291 人となっています。全国的に人口が減少する中であって、前橋市の総人口は増加してきました。年齢構成について、平成 7 年までは年少人口（15 歳未満）比率が老年人口（65 歳以上）比率を上回っていましたが、その後は逆転し、全国と同様に少子・高齢化が進んでいます（図表 3）。

◇死亡数はほぼ一貫して増加し、出生数は減少傾向にあります（図表 4）。

家族の姿は多様化し、単独世帯が増えています。

図表 5 世帯の推移



〔平成 22 年における世帯類型の県、全国との比較〕

(%)

	核家族世帯 ²	夫婦のみの世帯	男親と子供から成る世帯	女親と子供から成る世帯	単独世帯
前橋市	59.1	20.3	1.3	7.6	28.8
群馬県	59.4	20.2	1.5	7.4	26.2
全 国	56.3	19.8	1.3	7.4	32.4

資料：国勢調査

注：平成 12 年以前は旧前橋市の数値です。

◇世帯数は一貫して増加しており、平成 22 年では平成 2 年の約 1.3 倍の 133,056 世帯にのびます。

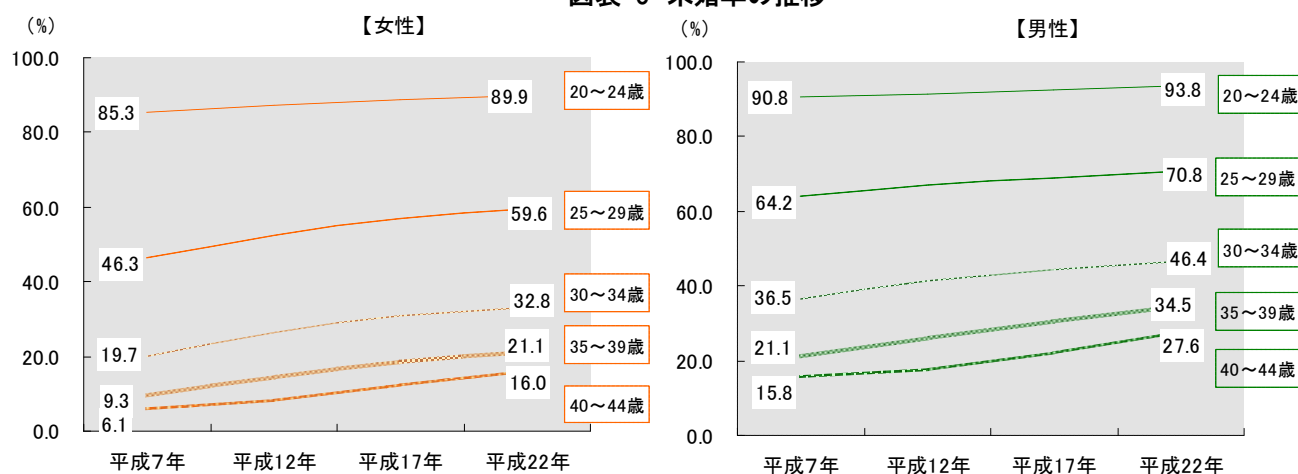
◇内訳をみると、平成 7 年は約 25,000 世帯であった「単独世帯」(一人暮らし)は平成 22 年では 38,277 世帯に急増したほか、「夫婦のみの世帯」も増加の一途をたどっています。また、「女親と子供から成る世帯」(母子世帯)は平成 2 年の 6,257 世帯から平成 22 年では 10,062 世帯へ、「男親と子供から成る世帯」(父子世帯)も 1,136 世帯から 1,771 世帯へといずれも 1.6 倍前後に増加しています。

² 核家族世帯：

夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、男親と子供もから成る世帯、女親と子供から成る世帯をいいます。

男女ともに未婚化が進んでいます。

図表 6 未婚率の推移



〔平成22年における未婚率の県、全国との比較〕

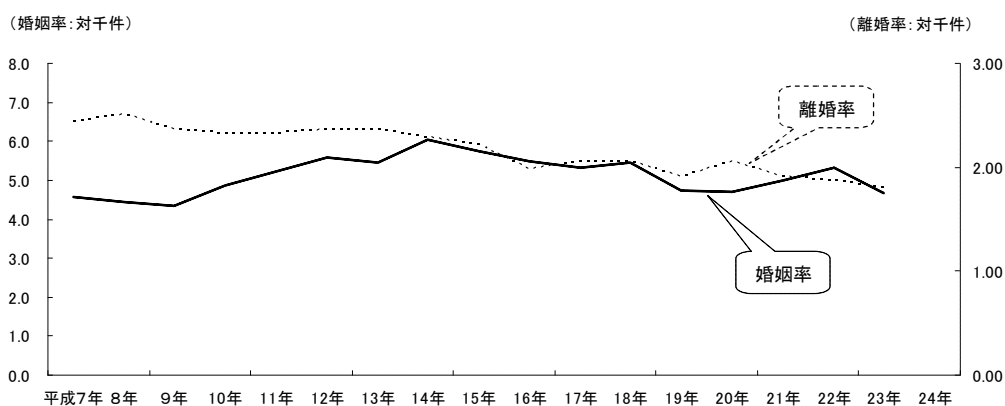
(%)

女 性	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
前橋市	89.9	59.6	32.8	21.1	16.0
群馬県	87.8	56.2	30.9	20.0	14.1
全 国	89.6	60.3	34.5	23.1	17.4
男 性	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
前橋市	93.8	70.8	46.4	34.5	27.6
群馬県	93.1	70.0	46.6	35.4	28.0
全 国	94.0	71.8	47.3	35.6	28.6

資料：国勢調査

注：平成12年以前は旧前橋市の数値です。

図表 7 婚姻率・離婚率の推移



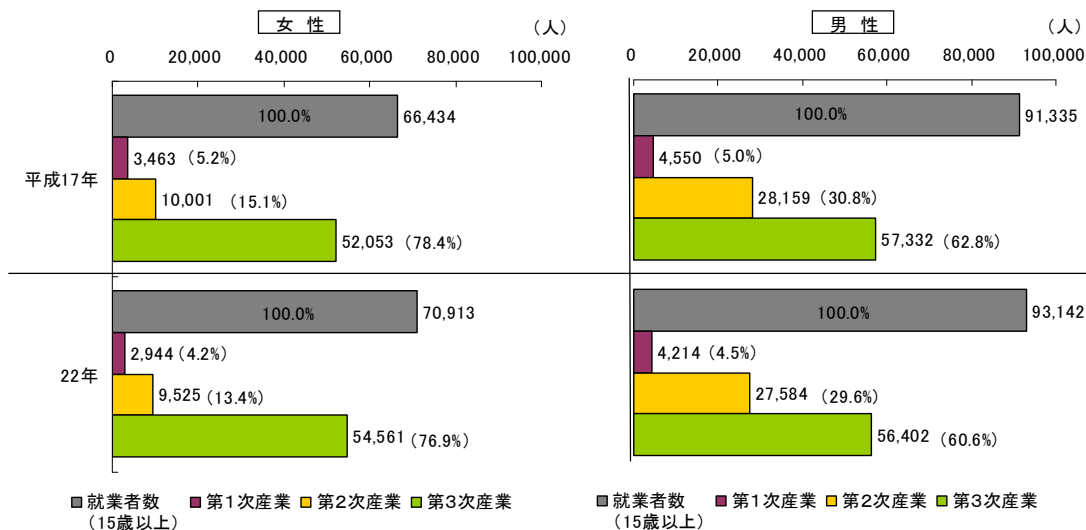
資料：人口動態統計

◇平成7年と平成22年を比べると男女ともにすべての年代で未婚率が上昇しており特に女性は20歳代後半以上で、男性は30歳代後半と40歳代前半で上昇が顕著です(図表6)。

◇婚姻率も離婚率も減少傾向にあり平成23年は婚姻率4.8件(対千人)、離婚率1.75件(対千人)となっています(図表7)。

男女ともに第3次産業人口の割合が増加し、働く女性は徐々に増えています。

図表 8 産業別人口の推移



資料：国勢調査

注：就業者数には「分類不能の産業」を含むため100%にはなりません。

〔平成22年における産業別人口比率の県、全国との比較〕

(%)

	女 性			男 性		
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
前橋市	4.2	13.4	76.9	4.5	29.6	60.6
群馬県	5.1	19.7	72.2	5.6	39.1	52.2
全 国	3.9	15.2	80.9	4.5	32.6	62.9

資料：国勢調査

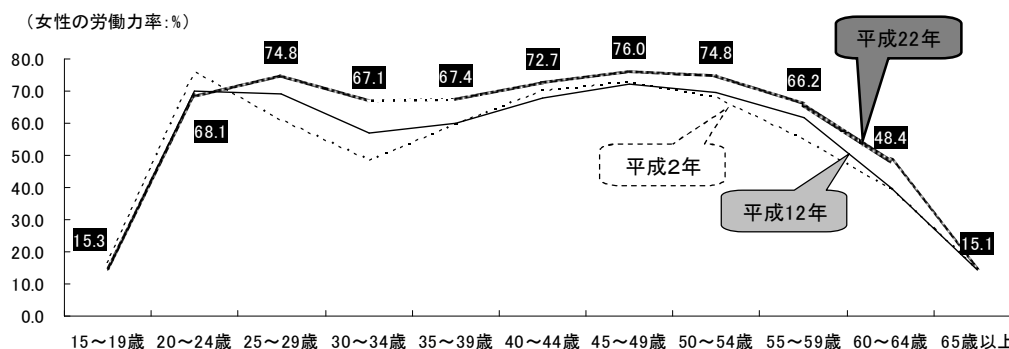
注：第1次産業は農業など、第2次産業は製造業など、第3次産業は卸売業・小売業、医療・福祉、宿泊業・飲食業などです。

◇平成17年の就業者数は女性が6.6万人強、男性が9.1万人強でしたが、平成22年は女性が7.1万人弱、男性が9.3万人強と、とりわけ女性の増加率が高くなっています。

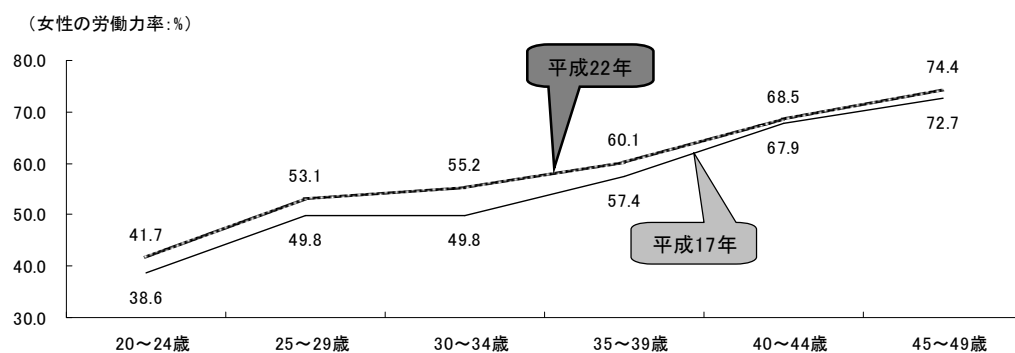
◇平成17年に比べ男女ともに第1次産業で働く人が減少し、第3次産業が増えており、第3次産業の割合は男女ともに県・全国を上回っています(図表8)。

20～30 歳代の有配偶女性の働く割合は増加しました。依然としてM字カーブは解消されていません。

図表 9 女性の労働力率の推移



図表 10 有配偶女性の労働力率の推移(平成17年・平成22年比較)



〔平成22年における有配偶女性の労働力率の県、全国との比較〕

(%)

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
前橋市	41.7	53.1	55.2	60.1	68.5
群馬県	40.4	52.6	56.1	62.6	70.3
全 国	41.2	51.8	52.5	56.1	64.2

資料：国勢調査

◇平成2年と平成22年を比べると、20歳代後半以降の女性の労働力率は増加しており、20年間でM字の底が浅くなっています（図表9）。

◇平成17年と平成22年の有配偶女性の労働力率を比べると、子育て期の20～30歳代は増加しています。また平成22年は30歳～40歳代では全国を上回るものの、県を下回る水準にあります。

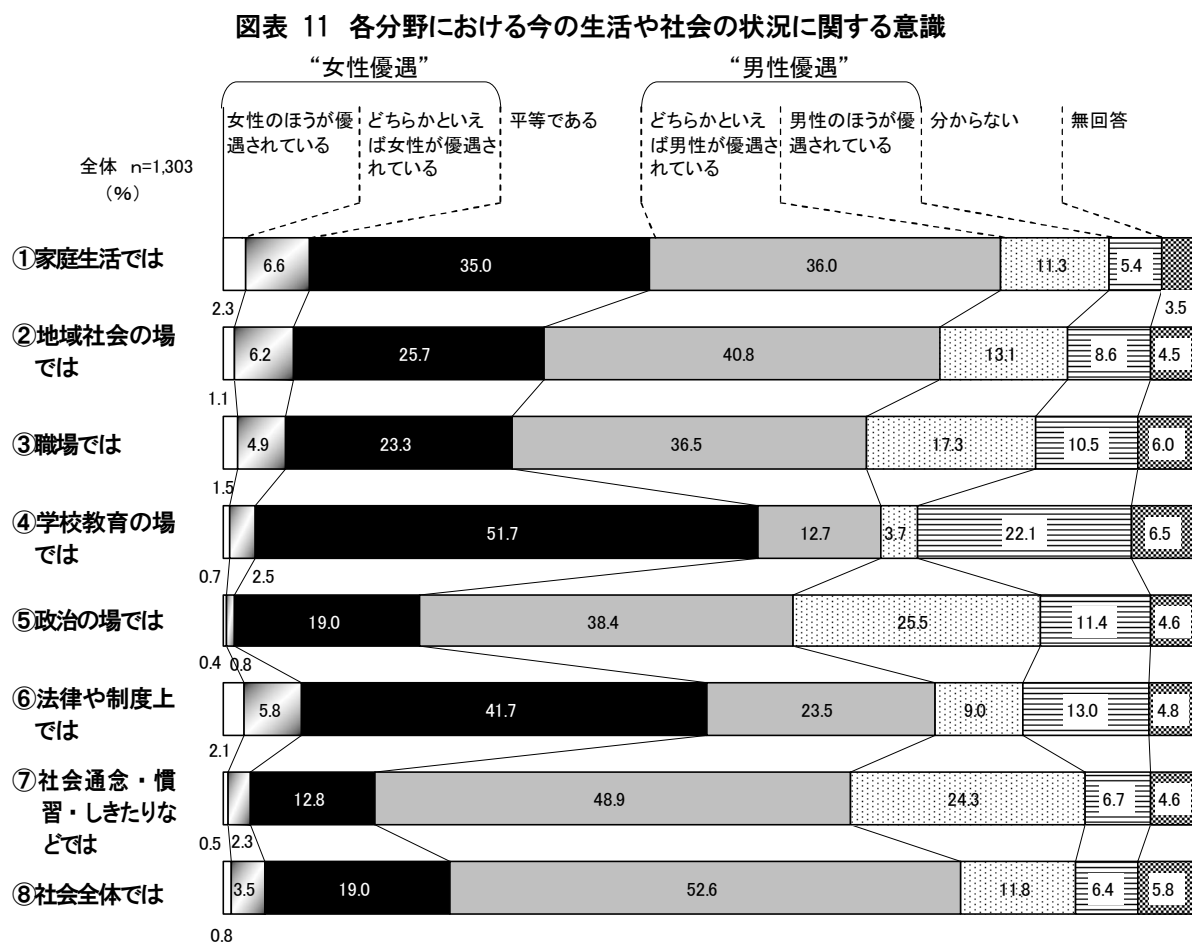
2 市民意識調査からみられる市民意識の現状

(1) 市民の生活や社会の状況に関する意識

【④学校教育の場】では「平等」とする市民は51.7%にのびりましたが、【⑧社会全体】【⑦社会通念・慣習・しきたりなど】【⑤政治の場】【②地域社会の場】【③職場】では“男性優遇”が「平等」、「女性優遇」を大きく上回り、特に【⑦社会通念・慣習・しきたりなど】【⑤政治の場】で男性優遇感が高い結果となりました（図表 11）。

平成 19 年に市が実施した前回調査と比べると、【④学校教育の場】以外は「平等」が増加し、“男性優遇”が減少しました（図表 12、図表 13）。

しかし、男女別にみると、すべての分野で「平等」と回答する割合は女性で低いほか、【⑥法律や制度上】【①家庭生活】で男女差が大きくなっています（図表 13）。

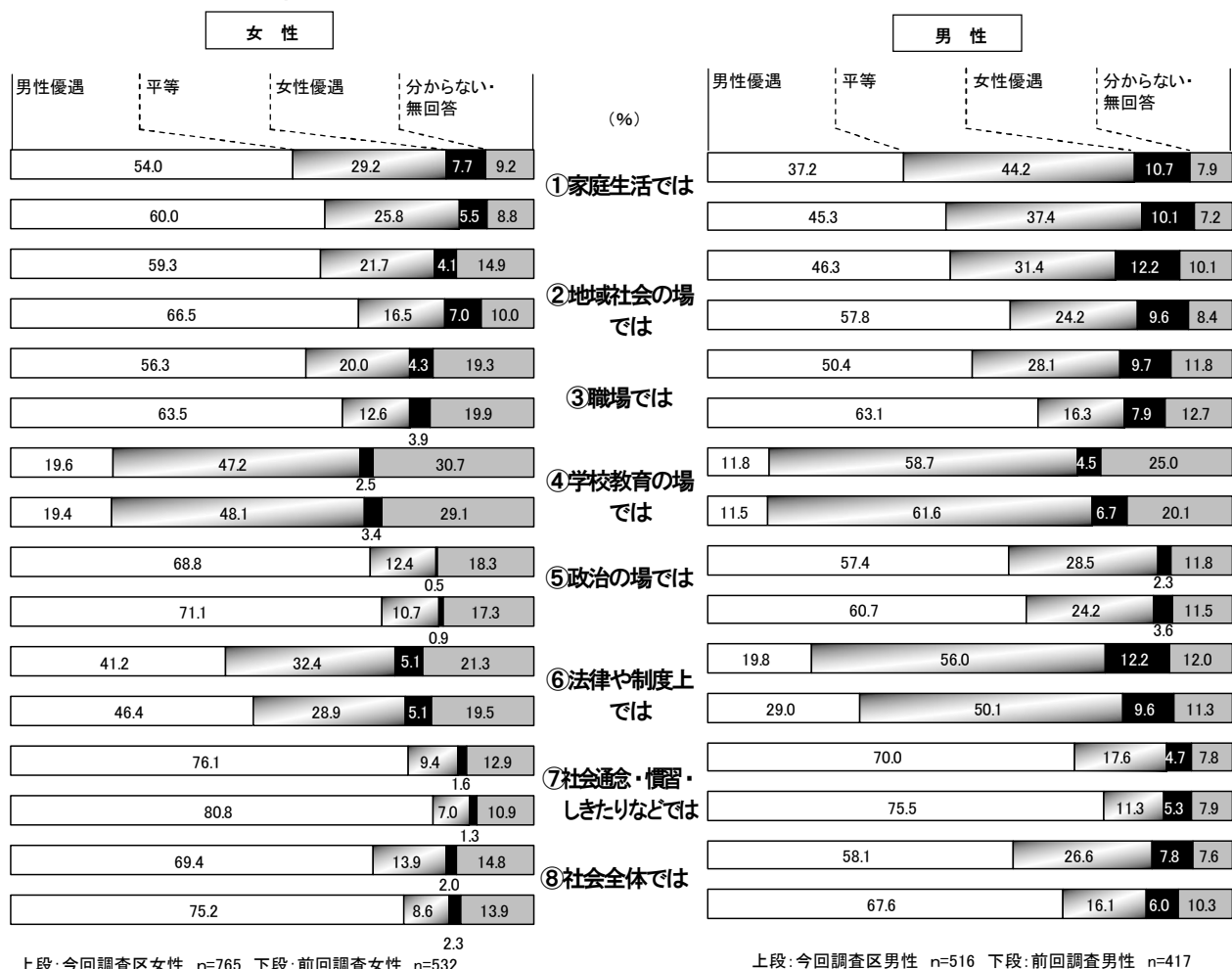


資料：市民意識調査（平成 24 年）

注：“男性優遇”とは「男性ほうが優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計、“女性優遇”も同様です。

アンケートのグラフでnとして表記している場合は、当該調査の有効回答数を表わします。

図表 12 各分野における今の生活や社会における平等感(前回調査との比較)

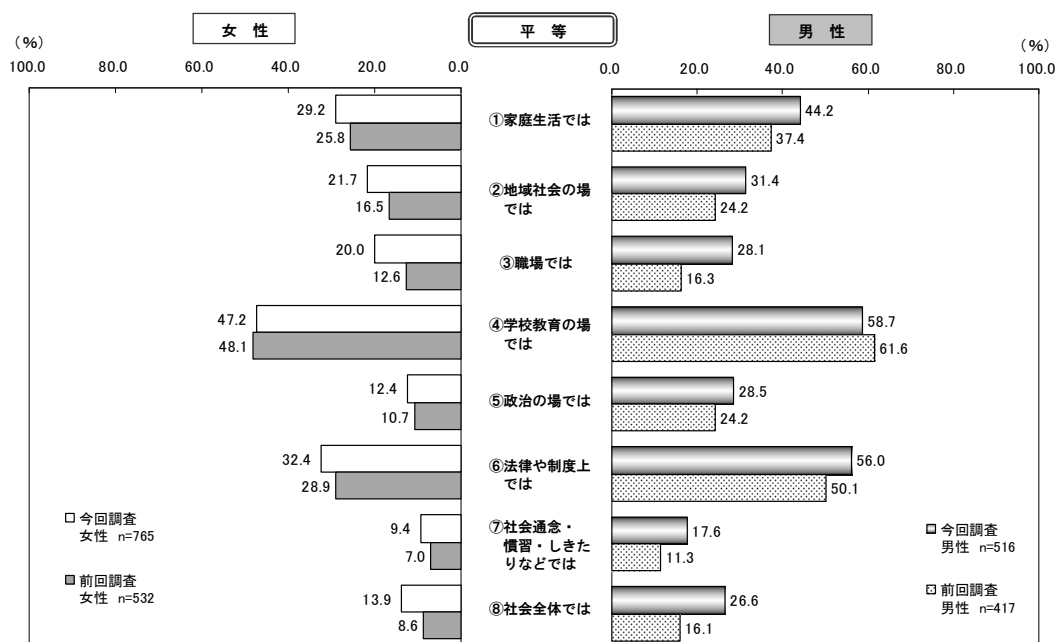


資料: 市民意識調査(平成24年)

注: 前回調査は平成19(2007)年に実施しています。

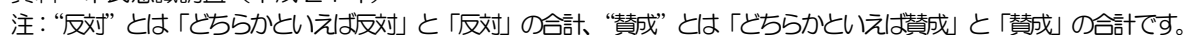
“男性優遇”とは「男性ほうが優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計、“女性優遇”も同様です。

図表 13 「平等」について前回調査との比較(再掲)



資料: 市民意識調査(平成24年・19年)

図表 14 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：市民意識調査（平成 24 年・19 年）、群馬県は「男女共同参画社会に関する県民意識調査」、全国は「男女共同参画社会に関する世論調査」（内閣府）

3 第三次基本計画の取組状況

(1) 成果指標の達成状況

第三次基本計画では基本目標ごとに成果指標を設定しており、その達成状況は以下のとおりとなっています。目標値を達成した項目は6項目、目標の達成には至らなかったが改善された項目は2項目、目標未達成のものが3項目、変化なし及び判定できない項目が各1項目でした。

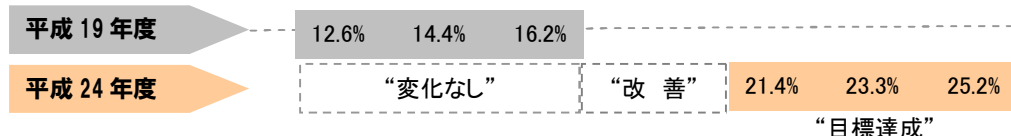
〔第三次基本計画における成果指標の達成状況〕

基本目標 施策の方向	成果指標	19年度値 (%)	目標値 (%)	目標年度値 (%)	達成 状況
I	1 固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合	45.9%	50.0%	54.5% (平成24年度)	目標 達成
	2 DVやセクハラなどの身近な暴力は重大な人権侵害 だと思ふ人の割合 ※1	90.7%	H25年までに上昇	91.1% (平成25年度)	変化 なし
II	1 女性委員のいない市の審議会等の割合	19.5% (平成20年度)	0%	20.2% (平成25年度)	目標 未達成
	2 「社会通念、慣習・しきたり」において男女が平等であ ると感じる人の割合	8.8%	20.0%	12.8% (平成24年度)	改善
	2 自治会役員における女性の割合	10% (平成20年度)	15.0%	11.0% (平成24年度)	目標 未達成
III	1 ① 「職場」において男女が平等であると感じる人の割合	14.4%	25.0%	23.3% (平成24年度)	目標 達成
	1 ② 女性の継続就業を選択、支持する市民の割合	29.4%	43.0%	35.5% (平成24年度)	改善
	2 地域子育て支援センター及び子育てひろば、元気保 育園利用者数	58,187人	159,500人	109,871人 (平成24年度)	目標 未達成
	2 ファミリー・サポート・センター登録会員数 及び利用件数	1,102人	1,150人	1,530人 (平成24年度)	目標 達成
		4,573件	4,800件	5,239人 (平成24年度)	目標 達成
	2 身近な地域への居住系介護施設の整備	2,613床	2,838床 (平成23年度)	2,839床 (平成24年度)	目標 達成
	2 共同生活援助(グループホーム)入所者数	127人 (平成20年度)	225人 (平成25年度)	236人 (平成25年度)	目標 達成
	3 「ワーク・ライフ・バランス」の名前も内容も知っている 人の割合	9.8% ※2	35%	25.5% (平成24年度)	

※1：男女共同参画週間において実施する市民アンケート調査によるものです。平成21年：304人(女性164人・男性136人・無回答4)、平成23年：328人(女性184人・男性141人・無回答3)

※2：平成19年度現状値は内閣府世論調査によるものです。

アンケートの数値を成果指標として用いている場合(Ⅰ-1・2、Ⅱ-2、Ⅲ-1①・②)については、統計的に有意であるかどうかを確認しています。例えばⅢ-1②「職場」において男女が平等であると感じる人の割合は、平成19年度(回答者数974人)では14.4%でしたが、統計上の誤差(標準誤差)を考慮すると、12.6~16.2%の間にあることが90%の確かさで推測されます。一方、平成24年度(回答者1,303人)では23.3%です。統計上の誤差(標準誤差)を考慮すると、21.4~25.2%の間にあることが90%の確かさで推測されることから、「目標達成」したことになります。同様の考え方により、目標は達成しなかったものの平成19年度よりは「改善」したものの(Ⅱ-2、Ⅲ-1②)や「変化なし」(Ⅰ-2)と判定している指標があります。



(2) 進捗状況

平成24年度末時点での進捗状況の評価(A)及び男女共同参画推進の観点からの評価(B)について、点数づけの手法を用い(図表16)、調査を行いました。

具体的な施策数81(担当課が複数ある施策があり調査数は97)について、進捗の評価(A)は平均87.6%、男女共同参画推進の観点からの評価(B)は平均90.7%でした。なお、未実施の施策はありません(図表17)。

図表 16 評価の基準

区 分	評価の基準	得点
A 進捗状況の評価	AA:計画通り進み、十分な成果があった	4
	A:計画通り進み、一定の成果はあった	3
	B:概ね計画通り進んだが、成果は明確でない	2
	C:計画通り進まず、成果もあがっていない	1
	D:実施しなかった・廃止となった	0
B 男女共同参画推進の観点からの評価	A:有効である	2
	B:あまり有効でない	1
	C:有効でない(男女共同参画との関係があまり見えない)	0

※ 平成21～24年度の進捗状況の評価(%) = (得点合計) / (調査数 × 最高得点(4)) × 100
男女共同参画推進の観点からの評価(%) = (得点合計) / (調査数 × 最高得点(2)) × 100

図表 17 全体の評価

A 進捗状況の評価	B 男女共同参画推進の観点からの評価	具体的な施策数	調査数	未実施数
87.6 %	90.7 %	81	97	0

(3) 基本目標の状況

進捗状況の評価(A)としては、Ⅰ「一人ひとりが尊重される～まえばし」が91.2%、Ⅲ「多様なライフスタイルを実現できる～まえばし」が88.8%と平均(87.6%)を上回りましたが、Ⅱ「みんなが主役になれる～まえばし」は81.2%にとどまりました。

男女共同参画推進の観点からの評価(B)は、Ⅰ「一人ひとりが尊重される～まえばし」は96.1%と平均(90.7%)を超えましたが、Ⅲ「多様なライフスタイルを実現できる～まえばし」(87.5%)と「みんなが主役になれる～まえばし」(87.0%)は平均を下回りました(図表18)。

図表 18 基本目標の評価

基本目標	A:進捗状況の評価	B:男女共同参画の観点からの評価	調査数	具体的施策数
I 一人ひとりが尊重される～まえばし	91.2	96.1	38	33
II みんなが主役になれる～まえばし	81.2	87.0	23	17
III 多様なライフスタイルを実現できる～まえばし	88.0	87.5	36	31
(平均)	87.6	90.7	97	81

基本目標 I 一人ひとりが尊重される～まえばし

基本目標 I	一人ひとりが尊重される～まえばし	A (%)	B (%)	調査数	具体的施策数
		91.2	96.1	38	33

施策の方向		A	B	調査数	具体的施策数	主な施策	A	B	調査数	具体的施策数
1	人権尊重・男女平等意識を高めます	90.9	93.2	22	19	(1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ	88.9	100.0	6	5
						(2) 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進	88.9	88.9	9	8
						(3) 多文化共生と国際理解の推進	95.2	92.9	7	6
2	互いの性を尊重する社会づくりを応援します	91.7	100.0	16	14	(1) 生涯を通じた健康づくりへの支援	95.8	100.0	8	6
						(2) 女性に対する暴力の根絶	87.5	100.0	8	8

「1 人権尊重・男女平等意識を高めます」と「2 互いの性を尊重する社会づくりを応援します」はA・Bともに90%以上となりました。

一方、主な施策では、「女性に対する暴力の根絶」はA（進捗）、「家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進」はB（男女共同参画推進の観点）の評価が平均を下回りました。その主な要因は以下の通りです。

□DV防止基本計画策定については、検討をしたものの策定に至らなかったこと

□「家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進」に「男女平等の視点に立った情報教育の推進」を掲げていたが、所管課としては事業の重要性は高いが、男女共同参画との関係が見えにくいとの評価であること

基本目標Ⅱ みんなが主役になれる～まえばし

基本目標Ⅱ	みんなが主役になれる～まえばし	A (%)	B (%)	調査数	具体的施策数
		81.2	87.0	23	17

施策の方向		A	B	調査数	具体的施策数	主な施策		A	B	調査数	具体的施策数
1	男女が一緒に考え、決めることを推進します	90.0	80.0	10	7	(1)	市の方針決定の場における女性の登用の促進	100.0	75.0	8	5
						(2)	女性リーダーの発掘・育成・活用	50.0	100.0	2	2
2	女性が活躍する範囲を広げます	74.4	92.3	13	10	(1)	男女平等を阻む制度・慣行の見直し	77.8	100.0	3	2
						(2)	様々な分野への女性の参画	73.3	90.0	10	8

「2 女性が活躍する範囲を広げます」はA（進捗）が 74.4%、「1 男女が一緒に考え、決めることを推進します」はB（男女共同参画推進の観点）が 80.0%と平均を下回りました。

主な施策では、「女性リーダーの発掘・育成・活用」「男女平等を阻む制度・慣行の見直し」「様々な分野への女性の参画」のA（進捗）がいずれも平均を下回り、「市の方針決定の場における女性の登用の促進」はB（男女共同参画推進の観点）が 75.0%にとどまりました。その主な要因は以下の通りです。

- 「市の方針決定の場における女性の登用の促進」の具体的施策としての「市における女性職員の採用及び職域の拡大等」について、教員の採用、登用は県教育委員会によるもので市がコントロールできないこと
- 「男女平等を阻む制度・慣行の見直し」の具体的施策としての「市役所における慣習慣行の見直し」について、庁内の事業に男女職員が等しく参加できるようガイドラインの作成を掲げていたが、研究レベルにとどまったこと
- 「様々な分野への女性の参画」の具体的施策としての「自治会活動への男女共同参画」については、自治会役員における女性の割合が低迷していること

基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを実現できる～まえばし

基本目標 Ⅲ	多様なライフスタイルを実現できる～まえばし	A (%)	B (%)	調査数	具体的 施策数
		88.0	87.5	36	31

施策の方向		A	B	調査 数	具体 的施 策数	主な施策		A	B	調査 数	具体 的施 策数
1	男女がいいきき働けるよう支援します	91.7	81.3	8	8	(1)	職場における男女共同参画の推進	100.0	66.7	3	3
						(2)	女性のチャレンジ支援	100.0	75.0	2	2
						(3)	農業分野への男女共同参画の推進	77.8	100.0	3	3
2	安心して子育て・介護ができる暮らしをささえます	92.1	95.2	21	17	(1)	子育て支援の充実	91.7	93.8	16	12
						(2)	高齢者・障害者の生活支援の充実	93.3	100.0	5	5
3	ゆとりある生活を推進します	71.4	71.4	7	6	(1)	ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	80.0	70.0	5	4
						(2)	多様な活動への男女の参画促進	50.0	75.0	2	2

「2 安心して子育て・介護ができる暮らしをささえます」はA（進捗）、B（男女共同参画推進の観点）いずれも 90%台となりましたが、「3 ゆとりある生活を推進します」はA（進捗）が 71.4%にとどまり、「1 男女がいいきき働けるよう支援します」（81.3%）と「3 ゆとりある生活を推進します」（71.4%）はB（男女共同参画推進の観点）が平均を下回りました。

主な施策では、「農業分野への男女共同参画の推進」と「多様な活動への男女の参画促進」はA（進捗）で、「職場における男女共同参画の推進」「女性のチャレンジ支援」「ワーク・ライフ・バランスの普及・促進」「多様な活動への男女の参画促進」はB（男女共同参画推進の観点）で平均を下回りました。「多様な活動への男女の参画促進」についてはA・Bいずれも平均を下回るという結果になっています。その主な要因は以下の通りです。

□「ワーク・ライフ・バランスの普及・促進」等周知の事業は評価が難しいこと

□「多様な活動への男女の参画促進」の具体的施策として「生涯学習活動への男女共同参画」「市民ボランティア活動の促進支援」を掲げているが、これらの市民の自主的活動に男女共同参画の視点を反映させるが難しいこと

（４）本計画策定にあたって留意した点

これらの総括を踏まえ、本計画では以下の点に留意しました。

① 評価の結果に基づく施策検討

男女共同参画との関連がみえにくい施策については、その原因を調査し、見直しました。また、評価の高い施策についても、今後、単に継続するにとどまらず、さらに効果を高めるよう見直しを行いました。

② 施策の重点化

施策（事業）と男女共同参画との関係についてさらなる検討を行い、男女共同参画社会の実現に向けて有効な施策であるのかを改めて確認した上で、計画に盛り込むべき施策の選択と集中を図りました。

③ 実効性を高める進行管理

計画の実効性を確保するため、目標達成に向けた的確な成果指標を設定しました。

第3章 計画の構成と体系

1 まえばしの男女共同参画社会を実現するために

本市は、市と市民と事業者との協働により、男女共同参画を一層推進していくため、平成 15 年 3 月、「まえばし男女共同参画推進条例」を定めました。その前文でめざすべき姿を次のように示しています。



まえばしの男女共同参画社会の実現

**市民一人ひとりが、お互いを大切にし、
性別にかかわらず、個性を輝やかせて
生き生きと暮らすことができる社会の実現**

条例前文

市民一人ひとりが、お互いを大切にし、性別にかかわらず、個性を輝やかせて生き生きと暮らすことができる社会の実現は、私たちの願いである。前橋市は、日本国憲法にうたわれた個人の尊重や法の下での平等を基に、国際社会における男女平等への取組とも協調し、国における男女共同参画社会基本法に基づく取組を踏まえ、「平等」「参画」「自立」「交流」を柱とし、男女共同参画を推進する様々な施策に取り組んできた。

しかし、家庭と仕事との両立、意思決定の場への男女の積極的な参画、女性に対する暴力や権利侵害など、いまだ多くの解決しなければならない課題がある。

このため、私たち一人ひとりがこれらの課題に目を向け、男女共同参画について共に考え、また市と市民と事業者との協働により、男女共同参画を一層推進していく必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指し、将来にわたって男女の人権が尊重され、豊かな文化と活力のある 21 世紀の私たちのまち、まえばしを創造するため、この条例を制定する。

まえばしの男女共同参画社会の実現のために

基本理念

条例第3条

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別をなくし、男女がともに、個人として能力を発揮できる機会を確保することが必要です。

2 家庭生活とその他の活動への参画と両立

男女が相互に協力し、社会の支援を受けながら、育児、介護などの家庭生活における活動と、仕事や地域活動などが両立できるようにすることが必要です。

3 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で、政策や方針の立案からその決定までのすべての意志決定の場に参画できるようにすることが必要です。

4 男女共同参画の視点からの制度・慣行の配慮

「女だから」「男だから」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、社会における自由な活動の選択が阻害されないよう、社会の制度や慣行のあり方について配慮が必要です。

5 市と市民と事業者の協働による推進

男女共同参画の推進は、市と市民と事業者が相互に協力し、主体的に取り組むようにすることが必要です。

6 国際社会の取組との協調

男女共同参画は、国際社会における男女共同参画の取組と協調して行われることが必要です。

2 基本目標

条例前文で定める本市の男女共同参画社会を実現するため、前計画の施策を評価した上で重点化を図り、次の基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 一人ひとりが尊重される まえばし

- 性別による役割や行動を決めつけることは、その人の能力や生き方の選択の幅を狭め、個人の自由や尊厳を奪うことになりかねません。引き続き、社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消をめざします。
- 男女がともに自立して個性と能力を発揮するための基礎となるものは、教育と学習です。家庭、学校、地域などでの教育・学習を通して男女共同参画についての理解を深め、男女がともに学習や能力開発に取り組めるよう支援します。
- 市内に居住する外国人市民について、言葉や文化・生活習慣等による支障を来さないよう支援します。
- 女性の年代に応じた心と体の健康を支援するとともに、性差を踏まえた心身の健康維持の支援や生活習慣病予防を進めます。
- 配偶者等からの暴力防止や被害者支援に向けた体制整備を計画的に行っていきます。
- セクシュアル・ハラスメントや性犯罪など、女性に対するあらゆる暴力の防止への取組を推進します。

基本目標Ⅱ みんなが主役になれる まえばし

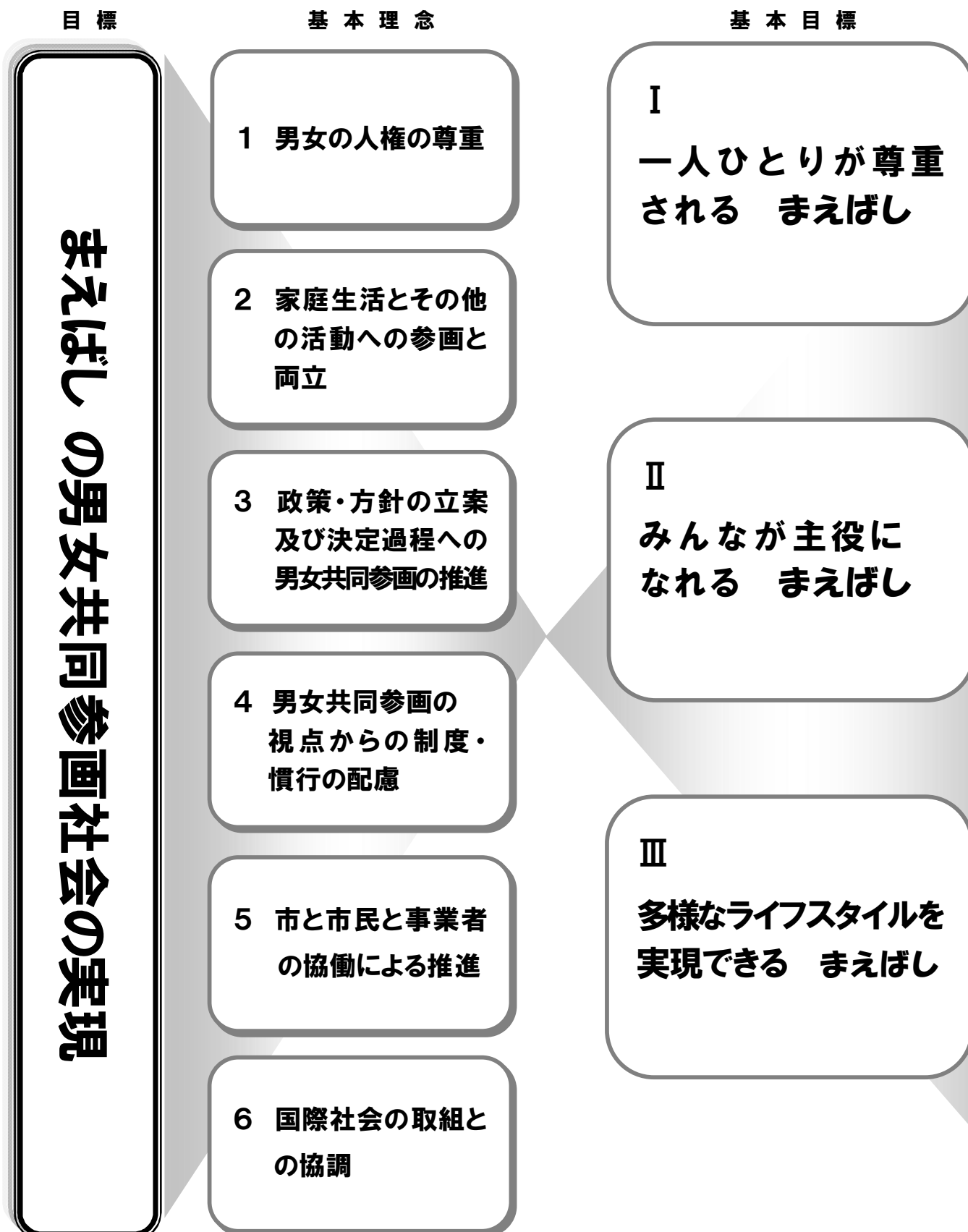
- 女性リーダーを育成し、政策や方針決定の場への女性の参画を推進していきます。また、庁内においても女性職員の管理職への登用を進めます。
- 男女がともにライフスタイルを柔軟に選択できるよう社会制度や慣行の見直しを推進します。
- 少子高齢化、ライフスタイルの変化などによって生じている地域の課題の解決に向け、様々な分野への女性の参画を推進します。
- 男女がともに生活基盤を確立し、それぞれの能力を発揮できるよう、男女がパートナーとして働くことができる環境整備を推進します。

基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを実現できる まえばし

- 性別によることなく、能力に応じた機会や待遇が確保され、その能力が十分に発揮できる雇用環境が整備されるよう働きかけを行います。また、いったん退職した女性の仕事への復帰を支援します。
- 農業分野における男女共同参画を推進します。
- 男女が協力し、安心して子育てができるよう子育て支援施策を充実します。また、介護についても、家族みんなで、地域で、社会で支え合う意識と環境づくりを進めます。
- 仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自らの希望するバランスで選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスを普及させ、多様な活動への男女の参画を促進します。

3 施策の体系

本計画の目標を実現するため、施策を次のように体系化します。



施 策 の 方 向

主 な 施 策

1 人権尊重・男女平等意識の向上

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ
- (2) 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進
- (3) 国際理解と協調

2 互いの性を尊重する社会づくり

- (4) 生涯を通じた健康づくりへの支援
- (5) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援
(前橋市DV防止基本計画)
- (6) 女性に対する暴力の根絶

3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

- (7) 方針決定の場における女性の登用促進
- (8) 女性リーダーの発掘・育成・活用

4 女性が活躍する範囲の拡大

- (9) 男女平等を阻む制度・慣行の見直し
- (10) 様々な分野への女性の参画の推進

5 男女がいきいきと働ける環境の向上

- (11) 職場における男女共同参画の推進
- (12) 女性のチャレンジ支援
- (13) 農業分野への男女共同参画の推進

6 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援

- (14) すべての子育て家庭に向けた子ども・子育て支援
- (15) すべての家庭に向けた介護支援

7 ゆとりある生活の推進

- (16) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (17) 多様な活動への男女の参画促進



第4章 施策の内容

基本目標Ⅰ 一人ひとりが尊重される まえばし

施策の方向	主な施策
1 人権尊重・男女平等意識の向上	(1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ (2) 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進 (3) 国際理解と協調
2 互いの性を尊重する社会づくり	(4) 生涯を通じた健康づくりへの支援 (5) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援 (前橋市DV防止基本計画) (6) 女性に対する暴力の根絶

施策の方向 1 人権尊重・男女平等意識の向上

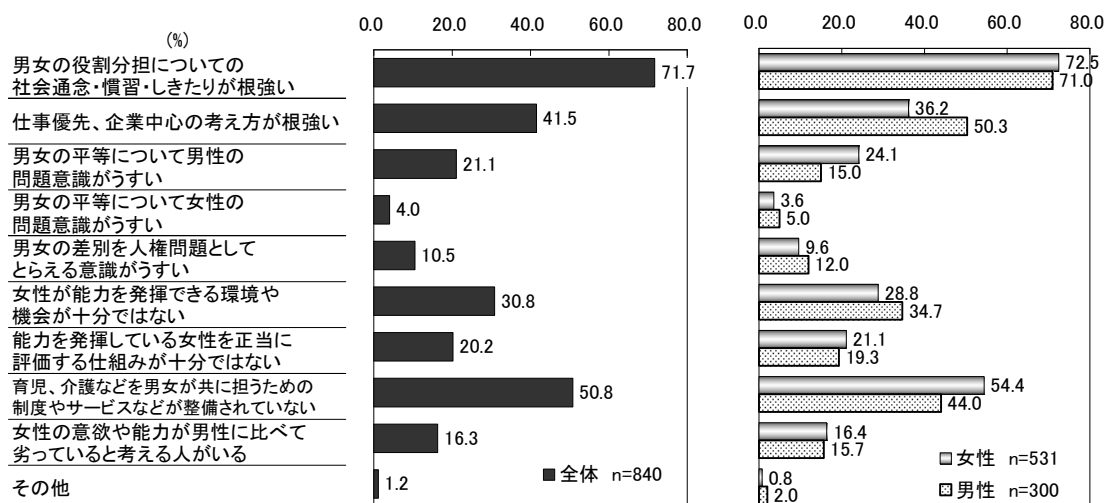
主な施策(1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ

現状と課題

- 市民意識調査の結果から、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担を肯定する意識が依然として根強く残っており、特に男性で根強いことがうかがえます（図表 14）。男性に対する働きかけを工夫し、＜男女共同参画は、個人に特定の生き方を押しつけるものではなく、女性のみならず男性についても生き方の幅を広げるものである＞ということを理解できるようにすることが大切です。
- 社会全体で男性が優遇されていると感じている（“男性優遇”）市民は 64.4%にのぼりますが（図表 11）、社会で男性が優遇されている原因として、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりが根強い」が女性 72.5%、男性 71.0%と男女ともに第1位にあがりました（図表 19）。社会通念・慣習・しきたりなどで“男性優遇”とする市民は、前回調査よりも減少したものの、男女ともに 70%台となっており（図表 12）、家庭生活や職場と比べても男性優遇感が強い分野といえます。

なお、社会で男性が優遇されている原因について、男性の第2位は「仕事優先、企業中心の考え方が根強い」（女性 36.2%、男性 50.3%）をあげていることから、市民や事業者に対し、固定的な性別役割分業や企業中心の考え方を見直す機会を提供するなど働きかけをする必要があります。

図表 19 社会で男性が優遇されている原因



資料：市民意識調査（平成 24 年）

■ 平成 16 年に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍の変更や性別適合手術が公的に認められるようになり、「性同一性障害」の社会的認知が進んできました。しかし、性同一性障害や同性愛者など性的マイノリティといわれる人は偏見や差別、社会制度の壁に苦しむことも少なくありません。様々な立場の人々の人権が尊重されるよう理解を深める必要があります。

取組方針と具体的な施策

- ◇ 男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、効果的な情報提供に取り組みます。
- ◇ 性別に基づく固定観念にとらわれない表現を、市が率先して普及に努めます。

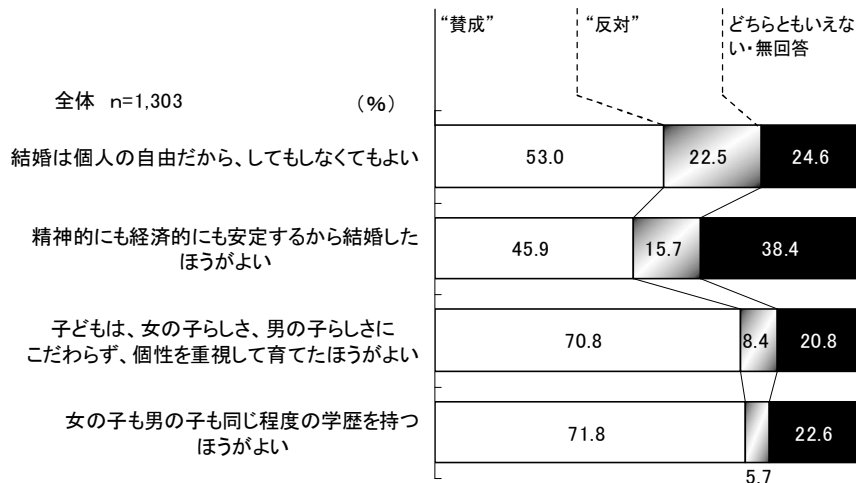
	具体的な施策	内 容	指 標	25 年度	目標値 (29 年度)	担 当
1	情報誌・リーフレット等による情報提供	今日のテーマにも注視しながら、男女共同参画情報誌「新樹」の発行、男女共同参画に関するリーフレットの作成・配布を行います。	情報誌「新樹」の発行部数・回数 リーフレット配布数	14.5 千部 1 回/年 500 枚	29.0 千部 2 回/年 1,000 枚	男女共同参画室
2	男女共同参画週間行事の実施	公共施設でのパネル展示や広報紙・ホームページ等に記事を掲載し、集中的に情報提供を行います。また、アンケートを実施し、男女共同参画の推進状況を把握します。	男女共同参画週間アンケート回収数	328	350 以上	男女共同参画室
3	市の刊行物における表現の配慮	市から情報発信する広報紙や刊行物等での言葉やイラスト・写真などの表現について、男女共同参画の視点に配慮します。	各課広報連絡員への周知 男女平等表現ガイドラインの周知回数	1 回 3 回	1 回以上 3 回以上	市政発信課 男女共同参画室

主な施策(2) 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進

現状と課題

- 市民意識調査では、結婚観（「結婚は個人の自由だから、してもしなくてもよい」「精神的・経済的にも安定するから結婚したほうがよい」）については、いずれも“賛成”が“反対”を上回りました。結婚観に関しては、従来の家制度や慣行に基づく考え方が根強く残されており、性別による固定的な性別役割分担を前提とするところも多いと考えられます。一方、子育て観については「子どもは個性を重視して育てたほうがよい」「女の子も男の子も同じ程度の学歴を持つほうがよい」に男女ともに“賛成”が圧倒的多数となっています（図表 20）。
- 大学への進学率は男子に比べ女子で低く（男子 55.6%、女子 45.8%）、大学院も女子は 6.2%と男子（15.4%）の半数に届かず、短期大学（本科）へ進学する女子がみられるなど、進学における性差は解消しているとはいいがたい状況です（図表 21）。

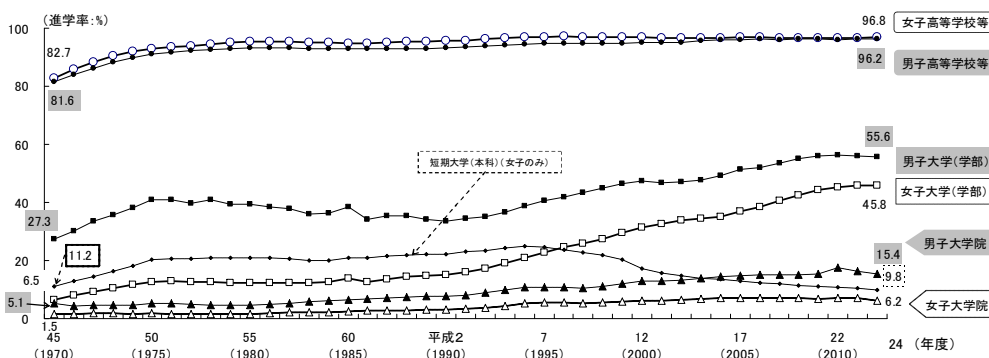
図表 20 結婚・家庭・子育てに関する考え方



資料：市民意識調査（平成 24 年）

注：“賛成”とは「どちらかといえばそう思う」と「そう思う」の合計、“反対”とは「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計です。

図表 21 全国の学校種類別進学率の推移＜参考＞



資料：文部科学省「学校基本調査」

注 1：高等学校等：中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める比率（進学者には高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない）。

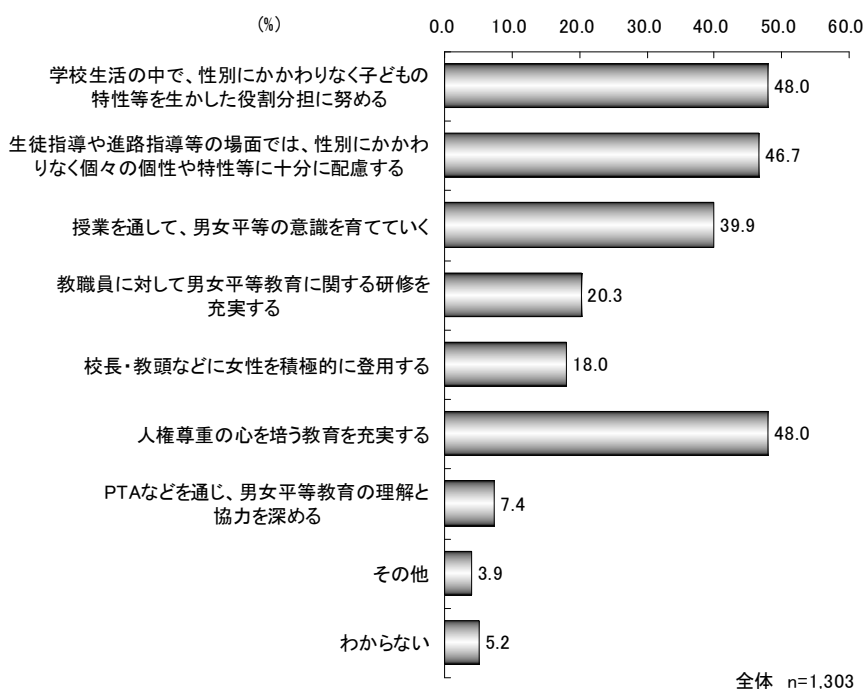
2：大学（学部）・短期大学（本科）（過年度高卒者等を含む）：大学学部又は短期大学本科入学者数（過年度高卒者等を含む）を3年前の中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者数で除した比率（入学者には通信制入学者を含まない）。

注 3：大学院：大学学部卒業者のうち、直ちに大学院に進学した者の比率（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。進学者には大学院の通信制への進学者を含まない。

- 学校教育で重要なこととしては、約半数が「学校生活の中で、性別にかかわらず子どもの特性等を生かした役割分担に努める」「人権尊重の心を培う教育を充実する」「生徒指導や進路指導等の場面では、性別にかかわらず個々の個性や特性等に十分に配慮する」と回答しています。次いで「授業を通して、男女平等の意識を育てていく」が4割弱、「教職員に対して男女平等教育に関する研修を充実する」が2割、「校長・教頭などに女性を積極的に登用する」「PTA などを通じ、男女平等教育の理解と協力を深める」の順で続いています。

学校は未来の担い手である子どもたちを健全育成する使命を負っています。学校から家庭・地域に働きかける機会も多いことから、男女共同参画推進において果たすべき役割は重大です。学校が子どもや保護者に誤ったメッセージを与えないよう、教職員が確かな認識を持つことが必要です。

図表 22 学校教育において重要だと思うこと



資料：市民意識調査（平成 24 年）

取組方針と具体的な施策

- ◇ 男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための学習機会を提供します。
- ◇ 一人ひとりの子どもが性別にかかわらず個性と能力を発揮できるよう男女平等の視点に立った教育を行います。
- ◇ すべての人の人権が尊重されるよう人権教育の普及推進に努めます。

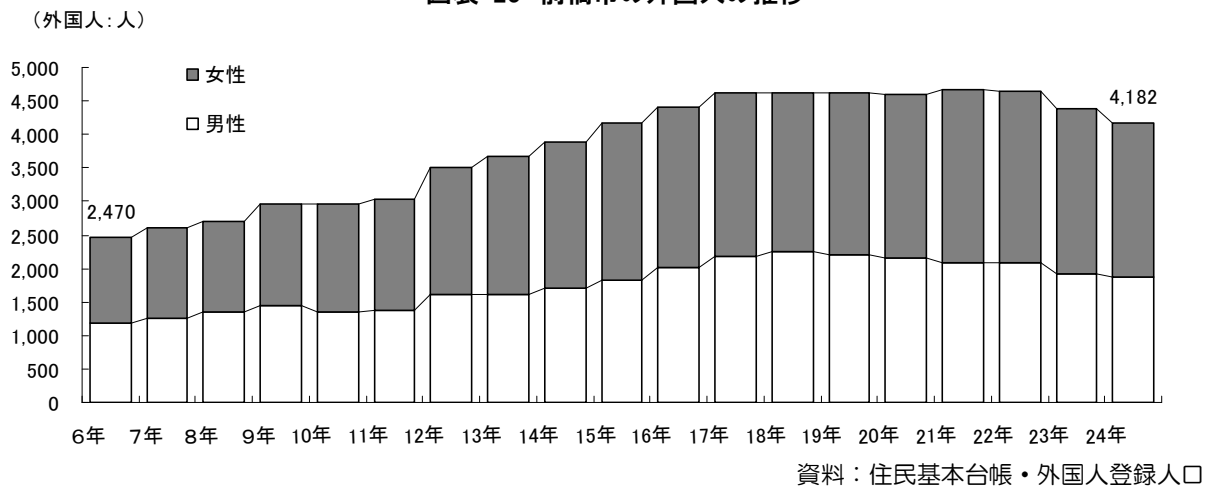
	具体的な施策	内 容	指 標	25 年度	目標値 (29 年度)	担 当
4	男女共同参画に関する講座やセミナーの実施	男女共同参画に対する市民の関心と理解を高めるために講座やセミナーなどの学習機会を提供します。	受講者数	講座 510 人	講座延人数 150 人 セミナー 510 人以上	男女共同 参画室
5	男女共同参画の視点に立った公民館における学習の推進	人権や男女共同参画をテーマにした公民館での学習機会を提供します。	公民館報掲載率 講座回数と延べ参加人数	55.7% 8回/377 人 (24 年度)	60.0% 10回/400 人	生涯学習課 (公民館)
6	保育関係者への研修の充実	人権研修会や人権教育研修講座を開催し、保育士等の意識の高揚を図ります。	研修の回数	6 回	6 回	保育課
7	学校における男女の平等や男女共同参画に関する教育の推進	各学校において、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、互いに尊重し合う学習が充実するよう、人権教育に関する研修講座を実施し、教職員の意識の高揚を図ります。	研修の実施回数	2 回	2 回以上	総合教育 プラザ
8	人権の男女の課題への取組	それぞれの所管部署において実施している人権教育等について、情報の共有を図り効果的な取組となるよう推進します。	人権週間での情報提供回数	未実施	1 回以上	男女共同 参画室

主な施策(3) 国際理解と協調

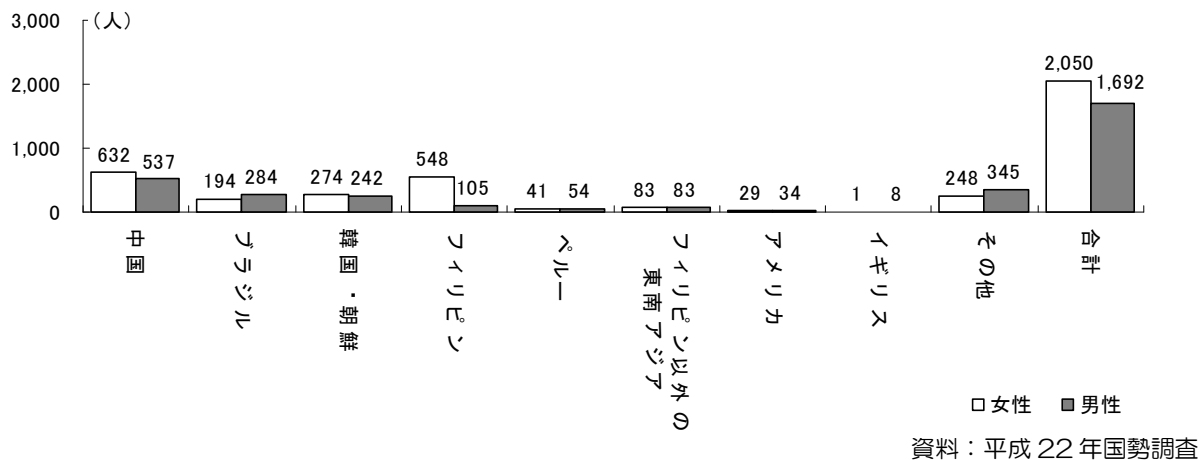
現状と課題

- 国際化の進展により本市も外国人が増加してきており、一時期は 4,600 人台にのぼりました。近年はやや減少していますが、平成 24 年で 4,000 人を超え（図表 23）、国籍も様々です（図表 24）。こうした人々と互いの文化の違いを理解し、認め合い、共に生きる多文化共生社会を形成していく必要があります。そのために、市民の国際意識を高め、各国の人々との交流を通して、市民一人ひとりが異なる文化や価値観への理解を深めるとともに、国際的取組などの情報収集及び提供に努める必要があります。
- 外国人市民が言語や風俗、習慣等の違いから日常生活で困ることのないよう安心して生活できる環境づくりが求められています。

図表 23 前橋市の外国人の推移



図表 24 前橋市の外国人住民の状況



取組方針と具体的な施策

- ◇ 異文化を理解し、共に生きる多文化共生社会の形成を促進し、国際的な人権意識の向上に努めます。
- ◇ 外国人市民が、言葉や生活習慣の壁により生活に支障を来さないよう支援します。

	具体的な施策	内 容	指 標	25 年度	目標値 (29 年度)	担 当
9	男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供	国際的な視点から男女共同参画についての情報収集や提供を行います。	情報提供の回数	2 回	3 回以上	男女共同参画室
10	学校における国際理解教育の推進	担当・担任と外国語指導助手（ALT）との協力による英語（活動）学習を推進するとともに、教育活動全般において国際理解教育を推進します。	各中学校、高校に ALT 1 人を配置、5 校に 1 人以上の小学校専属 ALT を配置	24 人	32 人	学校教育課
11	国際理解講座等の実施	国際交流員による国際理解講座等を開催します。	国際理解講座等の実施回数	7 回	7 回以上	文化国際課
12	社会教育団体等の活動支援	前橋ユネスコ協会と共催で国際理解バスを実施し、貧困、差別、環境問題など世界中の様々な課題解決に取り組む国際協力機構等を訪問するなどにより世界の現状を知る機会とします。	国際理解バス（事業）への参加者	24 人	30 人	生涯学習課
13	在住外国人支援事業の実施	外国語による相談、日本語教室の開講、生活情報の提供等を行い、外国人市民の生活を支援します。	①外国人相談窓口の開設回数	①週2回	①週2回	文化国際課
			②日本語教室の開講数	②週3日7教室	②週3日7教室	
			③生活情報の提供 5か国語（英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・日本語）により、ホームページで生活情報を提供	③5か国語によりホームページで生活情報を提供	③5か国語によりホームページで生活情報を提供	

施策の方向 2 互いの性を尊重する社会づくり

主な施策(4) 生涯を通じた健康づくりへの支援

現状と課題

- 女性も男性も、互いの性を十分に理解し合い尊重し合って生きていくことは男女共同参画社会を形成していく上で大事なことです。特に女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっていることから、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。
なお、市民意識調査によると、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ³）」の認知度は10%にも届かず、たいへん低い水準となっています（図表 52）。
- 全国的にみても、子宮頸がんや乳がんの検診受診率は低く、本市においても他のがん検診に比べ、これらの受診率は低率です（図表 25）。また、子宮頸がんの低年齢化や乳がんによる罹患率が増加傾向にあります。
- 母子保健サービスの向上や医療の進歩により、わが国の周産期死亡率等は減少を続けています。一方で、低体重児出産が問題となっています。低体重児の要因として、多胎妊娠、妊娠前の母親のやせ、低栄養、妊娠中の体重増加抑制、喫煙等の因子が報告されており、女性の年代に応じた心と体の健康づくりを総合的に支援していくことが求められます。

図表 25 がん検診の受診率の推移 (%)

	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
子宮頸がん	15.9	17.7	16.6	18.5	19.5	18.8	24.5
乳がん	15.9	20.9	24.5	28.2	27.5	18.2	22.5
胃がん	25.6	26.7	24.8	24.3	24.8	24.4	28.5
大腸がん	31.0	32.2	28.7	28.5	29.1	29.7	34.8
肺がん	35.8	45.9	34.8	36.0	35.1	35.1	40.8
前立腺がん	31.5	34.5	30.1	31.8	33.8	33.7	39.7

資料：健康増進課

³ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖の健康・権利）：

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時に責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています（内閣府 第3次男女共同参画基本計画）。

取組方針と具体的な施策

- ◇ ライフステージにより異なる女性特有の健康問題への理解を深めるとともに、思春期保健の充実を図ります。
- ◇ 母性機能の重要性を啓発しながら、安全・安心な妊娠・出産準備を支援します。

	具体的な施策	内 容	指 標	25 年度	目標値 (29 年度)	担 当
14	思春期を中心とした心の教育・性教育の推進	特別活動、保健学習を中心に教育活動全般において心の教育・性教育を推進します。	性教育（エイズ予防教育）推進委員会の開催	2 回	2 回以上	学校教育課
15	妊産婦への健康支援の実施	おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業や妊婦健康診査費助成事業を推進するとともに、一般不妊治療費助成事業を行います。	妊娠届出時健康相談の実施状況及び制度利用者数	充実	充実	こども課
16	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの取組	生涯を通じた女性の健康支援のため、無料で子宮頸がん・乳がん検診を行います。	検診受診率の向上	・子宮頸がん：24.5% ・乳がん：22.5% (24 年度)	・子宮頸がん：50% ・乳がん：50%	健康増進課
		エイズ・性感染症に関する啓発活動・HIV 検査を実施します。	HIV 検査の実施数	予約可能数の 75% (24年度252件)	予約可能数の 80%	衛生検査課
		性と生殖の健康・権利の考え方について理解を深めるため、情報提供を行います。	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の言葉と内容の周知回数	1 回	2 回以上	男女共同参画室

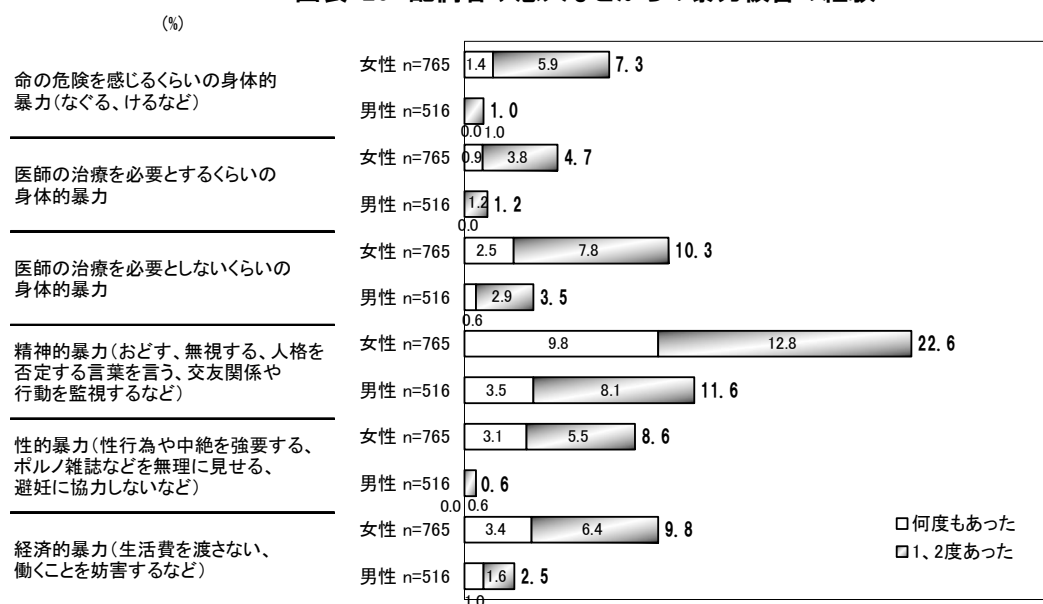
主な施策(5) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援

(前橋市DV防止基本計画)

現状と課題

- 市民意識調査から、配偶者や恋人などからの暴力被害の経験について、「命の危険を感じるくらいの身体的暴力」を受けたことがある女性は、女性回答者の7.3%となっており、すべての項目で女性の回答が上回っています(図表 26)。配偶者や恋人間の暴力は女性の被害が圧倒的に多いことがわかります。

図表 26 配偶者や恋人などからの暴力被害の経験



資料：市民意識調査(平成24年)

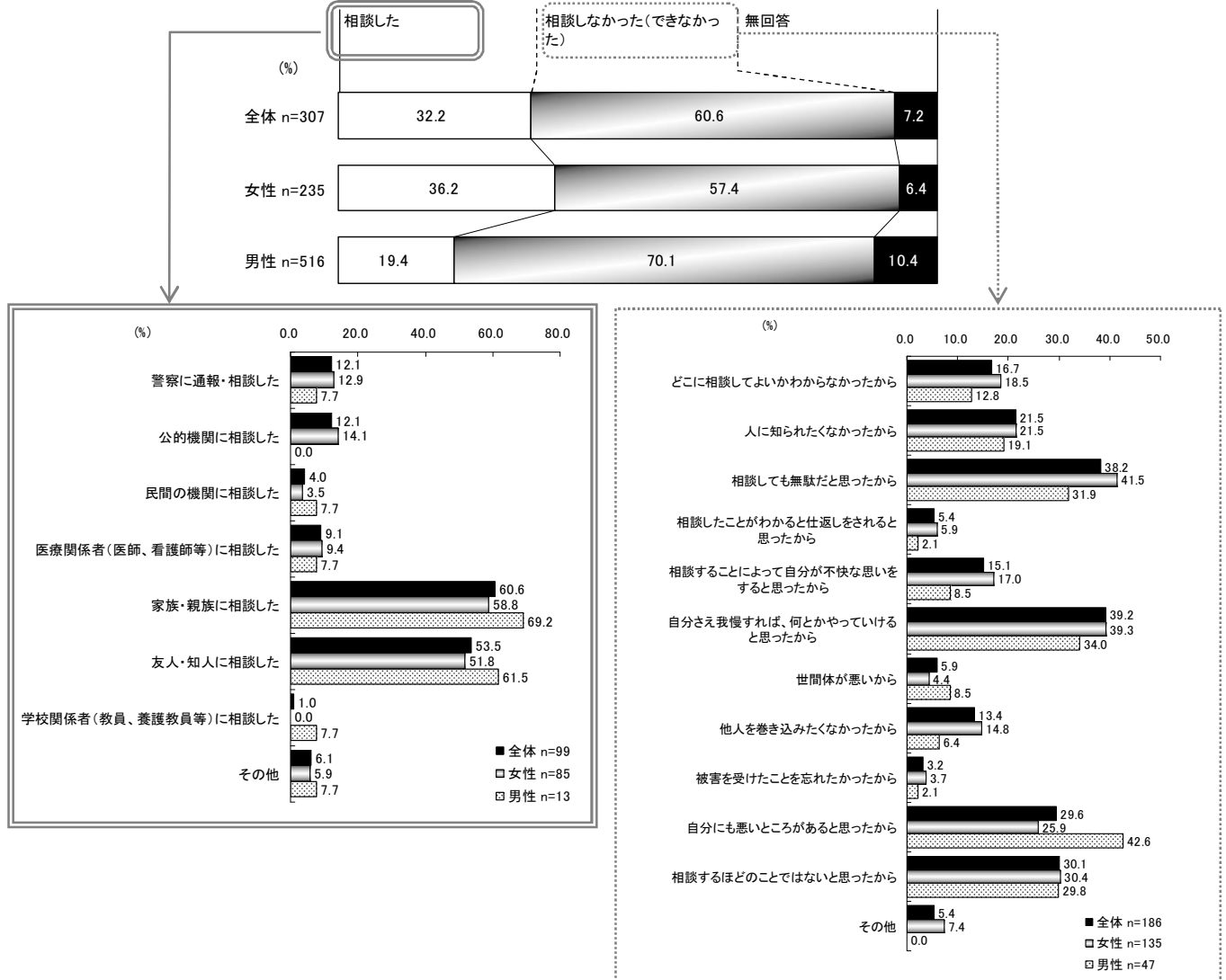
- 暴力を受けた時の相談先については、「相談した」は32.2%にとどまり、多くの人が被害にあっても相談しておらず、相談した人も相談先は「家族・親族」(60.6%)や「友人・知人」(53.5%)が圧倒的に多くなっています。相談先の第3位は「警察」「公的機関」ですが、どちらも12.1%とたいへん少なく、公的機関に相談する人が少ないことがわかります。相談しなかった理由について、「自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思ったから」(39.2%)、「相談しても無駄だと思ったから」(38.2%)、「相談するほどのことではないと思ったから」(30.1%)、「自分にも悪いところがあると思ったから」(29.6%)が続いています(図表 27)。

このように被害者が相談しないのは、配偶者や恋人間の暴力が重大な人権侵害であるという意識が未だ低いことや、被害者の無力感、自己否定感が要因となっていることが考えられます。また、公的機関等へ相談したという回答が少ないことや、相談しなかった理由として「どこに相談してよいかわからなかったから」とする回答がみられることから、相談機関についてさらにPRが必要です。

- 内閣府が平成23年11月に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、10歳代、20歳代のときの交際相手から、“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”のいずれかの被害を受けたことがある人は10.1%(女性13.7%、男性5.8%)で、男女ともに年齢が低いほど被

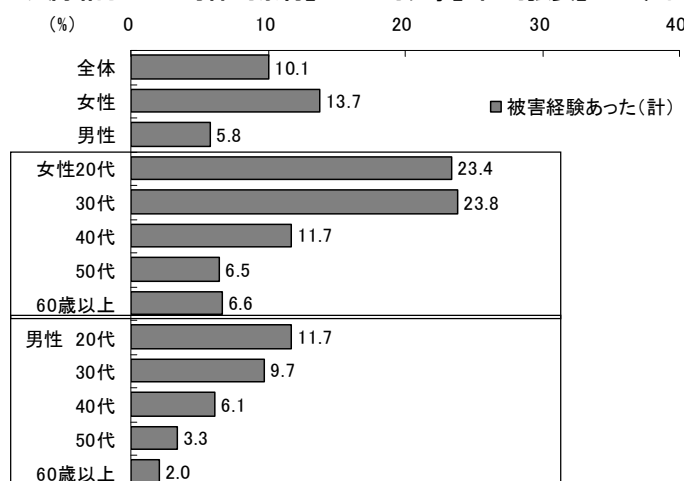
害経験が多く、特に女性の20～30代では2割を超えています（図表28）。なお、このような交際相手からの被害に遭った女性の約30人に1人は命の危険を感じたことがあるとも報告されています。

図表 27 暴力を受けた時の相談状況・相談先・相談しなかった理由



資料：市民意識調査（平成24年）

図表 28 交際相手から「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある人の割合＜参考＞



身体的暴行：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた

心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた

性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された

資料：男女間における暴力に関する調査（平成23年度内閣府調査）

注：被害経験あった（計）とは「1、2度あった」と「何度もあった」の合計です。

取組方針と具体的な施策

◇ 配偶者等からの暴力防止に向けて、情報提供、教育、被害者の安全確保、相談体制や自立支援など総合的な支援に取り組んでいきます。

順序

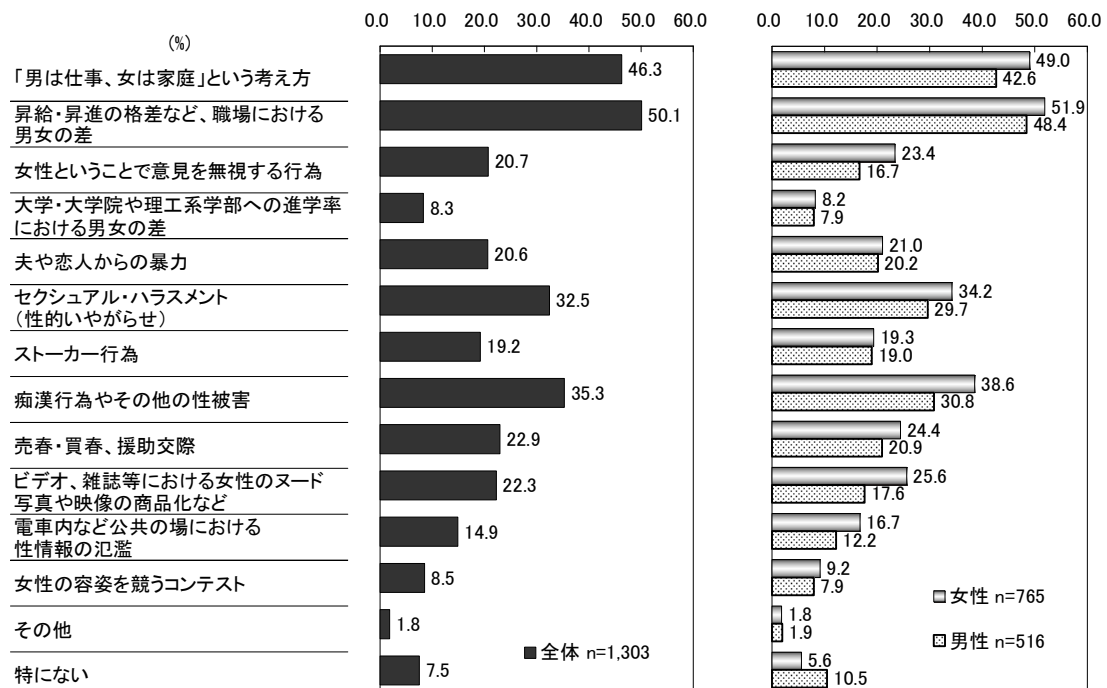
	具体的な施策	内 容	指 標	25 年度	目標値 (29 年度)	担 当
17	DV 防止の意識づくり	DV に対する情報提供・働きかけを行います。	相談カードの配布枚数	200 枚	300 枚	男女共同参画室
18	D V 等に関する相談・支援体制の充実	適切な対応が図れる相談体制の充実を図るとともに、相談員の資質の向上に努めます。また、身近な支援の窓口として周知を図っていきます。	相談員研修の受講回数	3 回	3 回以上	男女共同参画室
19	配偶者暴力相談支援センターの設置	DV被害者の支援のため、配偶者暴力相談支援センターの設置について関係各課と検討します。	配偶者暴力相談支援センターの設置	未設置	設置	男女共同参画室
20	D V 被害者支援関係機関の連携の強化	幅広い分野にわたる関係機関等が認識や情報を共有し、効果的に連携できるよう体制を整備します。	関係機関の担当者会議への出席	3 回	3 回以上	男女共同参画室
21	女性の防御力の向上	女性がターゲットとなる犯罪被害から自分で身を守るための実践的な学習機会を提供します。	セルフディフェンスセミナーの開催回数	1 回	2 回以上	男女共同参画室
22	デートDV対策	デート DV に対する情報提供・働きかけを行います。	情報提供・働きかけの回数	1 回	2 回以上	男女共同参画室

主な施策(6) 女性に対する暴力の根絶

現状と課題

- 女性の人権が尊重されていないと感じる割合としては、「ストーカー行為」が19.2%、「夫や恋人からの暴力」が20.6%、「セクシュアル・ハラスメント」が32.5%となっており、「昇給・昇進の格差など、職場における男女の差」(50.1%)や「男は仕事、女は家庭」という考え方(46.3%)に比べると、依然として低い水準にあります。これらが女性の人権を侵害するものであるという認識を市民がもてるよう情報提供が必要です。また、「ビデオ、雑誌等における女性のヌード写真や映像の商品化」(女性25.6%、男性17.6%)、「痴漢行為やその他の性被害」(女性38.6%、男性30.8%)では男女差がみられ、女性の人権としての認識が男性で低いことがわかります(図表29)。

図表 29 女性の人権が尊重されていないと感じること



資料：市民意識調査（平成24年）

- セクシュアル・ハラスメントやDV、児童虐待や性暴力など、あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、人間として許されない行為です。全国的にも女性労働者等から寄せられた相談件数が多く(図表30)、市民意識調査でも女性の17.5%は何らかのセクシュアル・ハラスメントを受けた経験があると答えています。このほかストーカーや強姦、強制わいせつなども増加する傾向がみられます(図表31、図表32)。どのような理由があろうとも、暴力は許されない、許さない、という共通認識を社会全体が持つことが大切です。

図表 30 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数＜参考＞

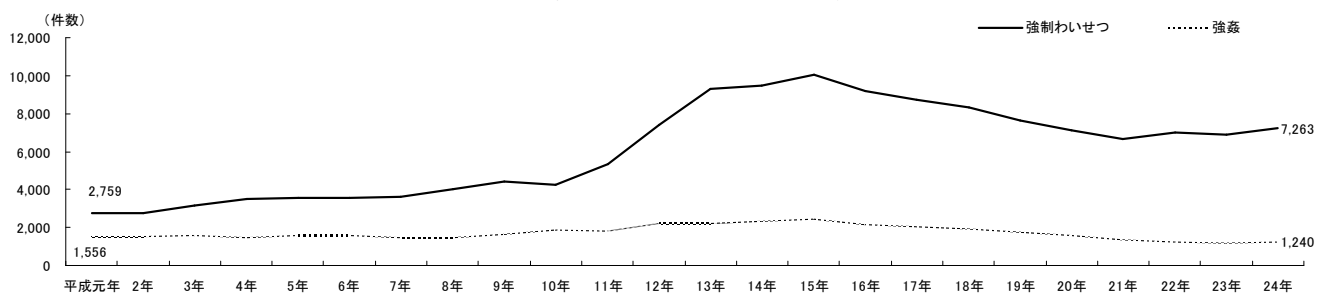
	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
事業主から	4,163	2,378	1,648	1,698	1,963	1,812
女性労働者等から	8,169	8,140	7,587	7,361	7,517	5,838
男性労働者から	517	621	488	551	544	549
その他	2,950	2,390	2,175	2,139	2,204	1,782
合計	15,799	13,529	11,898	11,749	12,228	9,981

資料：平成 25 年版男女共同参画白書（備考）警視庁資料より作成

図表 31 ストーカー事案に関する認知件数＜参考＞

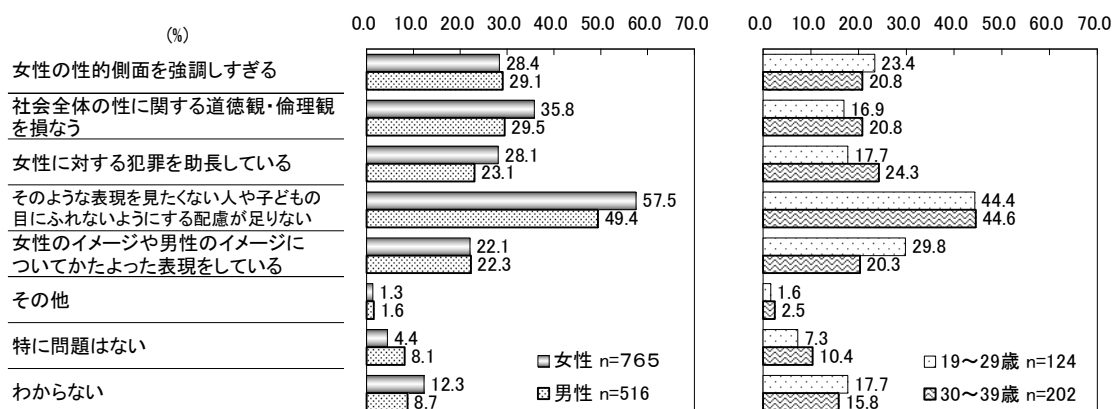
年	平成 14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
件数	12,024	11,923	13,403	12,220	12,501	13,463	14,657	14,823	16,176	14,618	19,920

資料：平成 25 年版男女共同参画白書（備考）警視庁資料より作成

図表 32 強姦、強制わいせつ認知件数の推移＜参考＞


資料：平成 25 年版男女共同参画白書（備考）警視庁資料より作成

■ メディアにおける性や暴力の表現について尋ねたところ、「そのような表現を見たくない人や子どもの目にふれないようにする配慮が足りない」（女性 57.5%、男性 49.4%）、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観を損なう」（女性 35.8%、男性 29.5%）、「女性に対する犯罪を助長している」（女性 28.1%、男性 23.1%）となっており、ほとんどすべての項目で女性が高率なことから女性の問題意識が強いことがうかがえます。また年齢別にみると、30 歳未満と 30 代はほとんどの項目で全体に比べ問題視していない傾向がみられます（図表 33）。若い頃から情報に振り回されずその信憑性を見極める力（メディア・リテラシー）を高めることが必要です。

図表 33 メディアにおける性や暴力の表現について


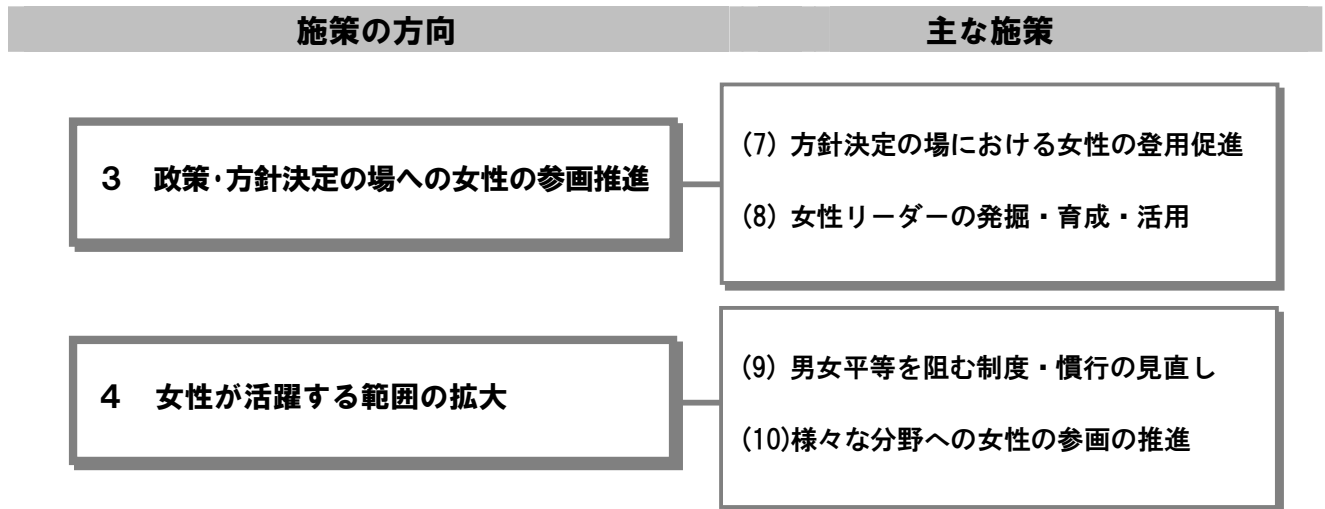
資料：市民意識調査（平成 24 年）

取組方針と具体的な施策

◇ 女性に対するあらゆる暴力をなくすための意識づくりや情報提供に取り組みます。

	具体的な施策	内 容	指 標	25 年度	目標値 (29 年度)	担 当
23	女性に対する暴力防止の働きかけ	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に集中的に広報紙やHPを通じて周知し、暴力防止に向けた意識づくりに取り組みます。	女性に対する暴力防止の働きかけの回数	1 回	2 回以上	男女共同参画室
24	有害環境浄化活動の推進	青少年を取り巻く有害な環境を取り除くために、環境実態調査や有害図書類自販機撤去申し入れなどを行います。	訪問活動実施回数	1 回	1 回	青少年課
25	セクシュアル・ハラスメント相談事業の充実	市民からの相談に適切に対応するとともに、セクハラ防止について周知します。	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発活動と相談窓口の周知の回数	3 回	3 回以上	男女共同参画室
26	男女平等の視点に立った情報教育の推進	インターネット上の諸問題の深刻さや情報モラル育成の重要性を認識し、情報活用能力の向上を図るため、学校において情報発信に対する責任等を考える授業づくりに取り組み、他者を尊重する意識を養います。	情報教育主任研修会の実施	3 回	3 回	学校教育課

基本目標Ⅱ みんなが主役になれる まえばし



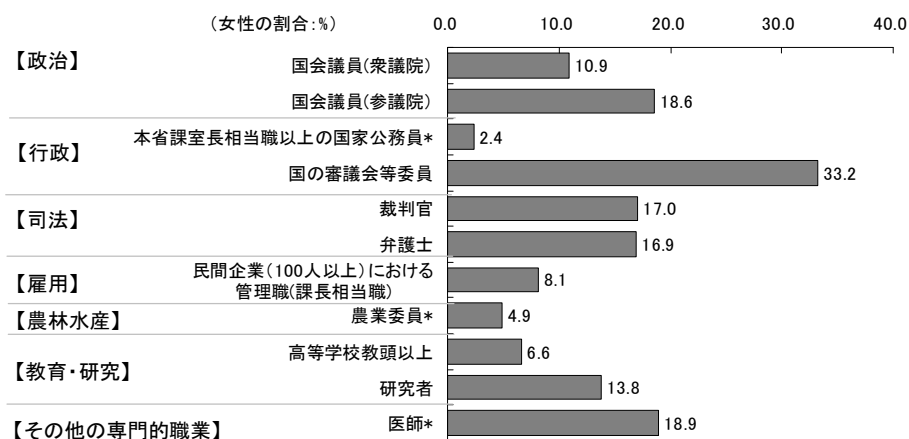
施策の方向 3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

主な施策(7) 方針決定の場における女性の登用促進

現状と課題

- 活力ある経済・社会を創造していくためには、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要であり、あらゆる分野に対等に参画する環境をつくる必要があります。しかし、現状では政治、経済などの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は進んでおらず、人口の約半分を占める女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況です（図表 34）。

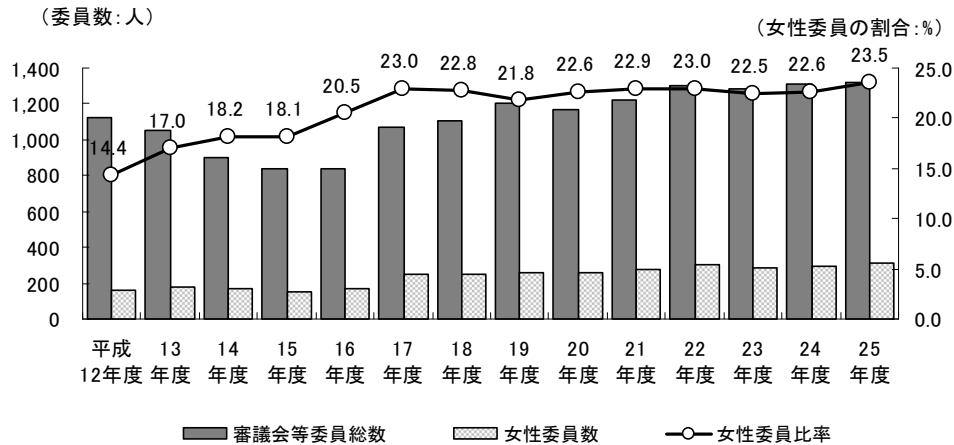
図表 34 全国 各分野における「指導的地位」に占める女性の割合＜参考＞



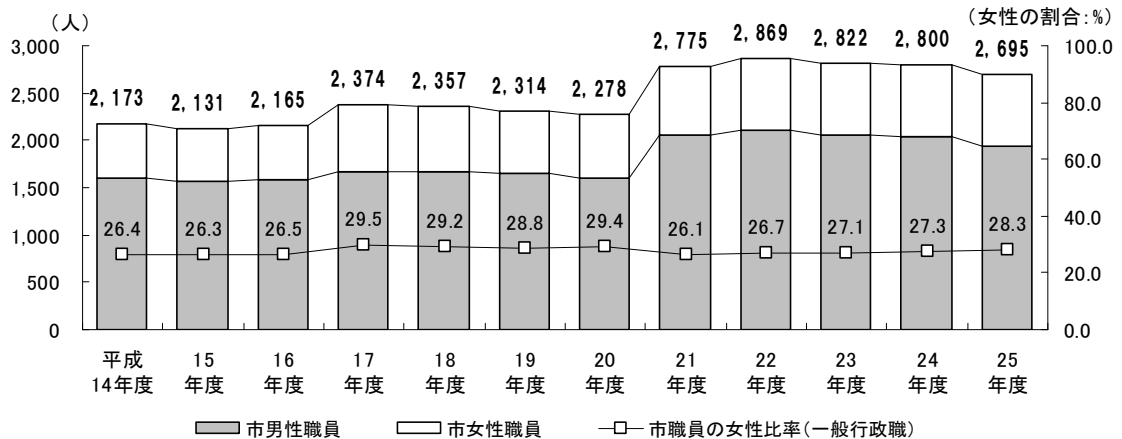
資料：平成 24 年版男女共同参画白書 「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成 24 年 1 月）より一部情報を更新。原則として平成 23 年のデータ（ただし、*は平成 22 年のデータ）

- 本市では女性の政策・方針決定過程への参画を促進するため、地方自治法に基づく審議会等委員における女性の割合を平成25年度末までに30%にすることを目標に掲げ、女性委員の登用に取り組んできましたが、平成25年4月現在23.5%となっています（図表35）。また、女性委員のいない審議会ゼロをめざしていましたが、目標達成ができませんでした。審議会等への女性委員の選任についてはこれまで以上に積極的に取り組む必要があります。
- また、本市職員における女性の管理職は少なく（図表36、図表37）、登用を推進することが必要です。

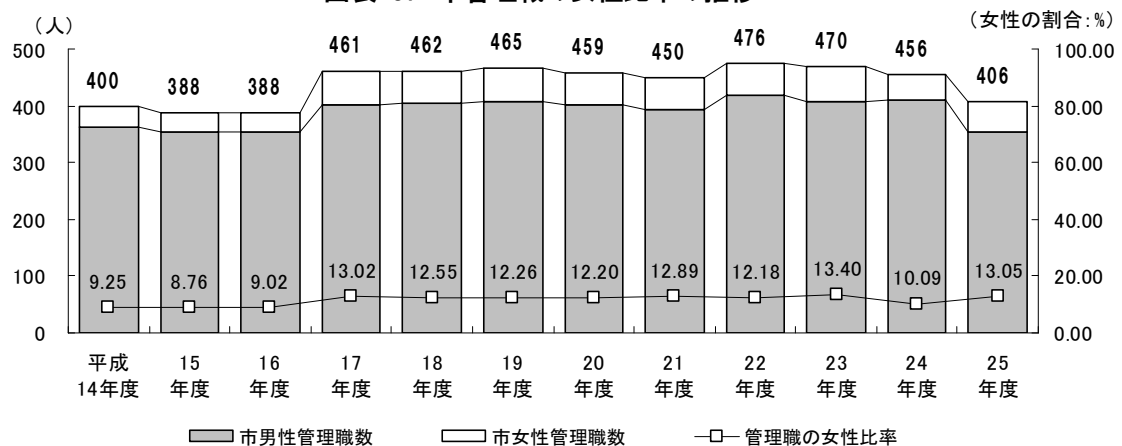
図表 35 審議会等委員における女性の割合の推移



図表 36 市職員における女性の割合の推移



図表 37 市管理職の女性比率の推移



取組方針と具体的な施策

- ◇ 市の審議会等意思決定の場への女性の積極的な登用と、それを実現するための環境づくりを進めます。
- ◇ 市職員の男女共同参画への意識を高め、管理職への女性の登用を促進します。

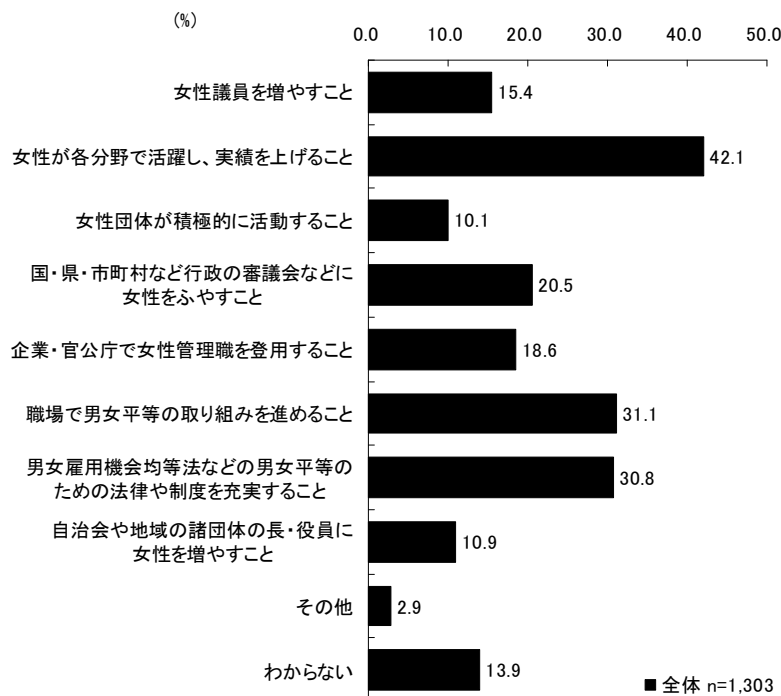
	具体的な施策	内 容	指 標	25 年度	目標値 (29 年度)	担 当
27	審議会等への女性の登用促進	市の審議会等へ女性委員を積極的に登用する働きかけを行います。	女性がい ない審議 会の割合 審議会等 における 女性委員 の割合	20.2% 23.5%	0% 35%	行政課
28	市における女性管理職の登用促進	管理職適任者は、積極的に選考考査を受験するよう周知します。	女性職員 の管理職 の割合	13.1%	増加	職員課
			前 橋 市 立 小・中・養 高・幼にお ける女性 管理職の 割合	校長 15.8% 教頭 11.8%	校長：20% 教頭：20%	学校教育課

主な施策(8) 女性リーダーの発掘・育成・活用

現状と課題

- 市民意識調査では、方針決定への女性の参画を進めるために大切なことの第1位は「女性が各分野で活躍し、実績を上げること」(42.1%)で、前回調査と同様でした(図表 38)。女性が実績を上げるためにも、女性が活躍しにくい社会のしくみを改める必要があります。

図表 38 女性の社会参画で大切なこと



資料：市民意識調査（平成 24 年）

- 平成 25 年現在、本市における女性団体数は 10 団体となっています。

取組方針と具体的な施策

- ◇ リーダーとなる女性が育成される環境づくりを推進します。

	具体的な施策	内 容	指 標	25 年度	目標値 (29 年度)	担 当
29	女性人材の発掘と育成	女性を主たる構成員とする活動団体を把握し、情報提供を行います。	女性を主たる構成員とする活動団体の把握数	10	15	男女共同参画室
30	地域リーダーへの女性の登用	女性リーダーの活躍の場を提供します。	女性を主たる構成員とする活動団体と連携した事業数	3回	3回以上	男女共同参画室

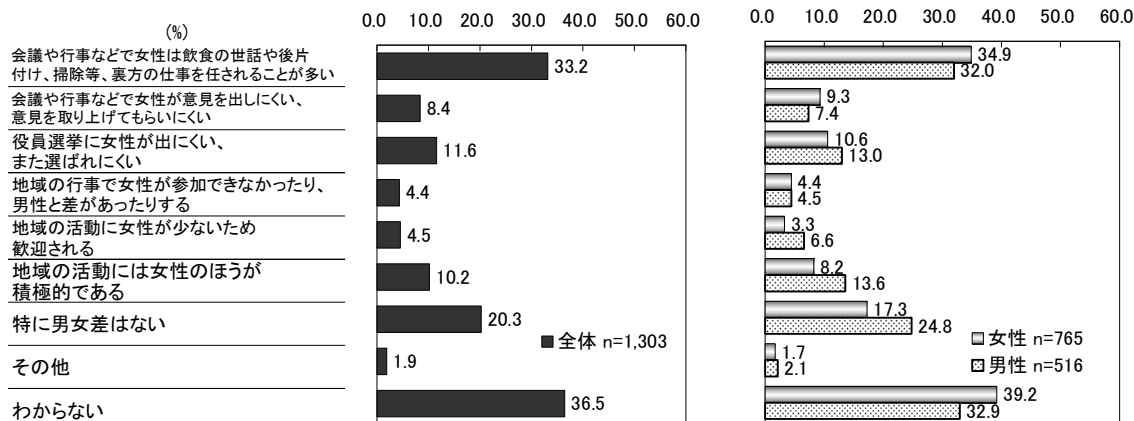
施策の方向 4 女性が活躍する範囲の拡大

主な施策(9) 男女平等を阻む制度・慣行の見直し

現状と課題

- 市民意識調査の結果から、“男性優遇”と回答した割合は【社会通念、慣習・しきたり】において最も高く（図表 11）、また【社会全体】で男性が優遇されている原因も「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりが根強い」が71.7%（図表 19）と圧倒的多数でした。家庭、地域、学校、職場、市の政策などあらゆる場面での制度や慣行を見直す必要があります。
 - 市民意識調査で自治会などでの状況を質問したところ、「会議や行事などで女性は飲食の世話や後片付け、掃除等、裏方の仕事を任されることが多い」が33.2%で最も多く、「役員選挙に女性が出にくい、また選ばれにくい」が11.6%で続きました。一方で「特に男女差はない」が20.3%（女性17.3%、男性24.8%）となっており、感じ方に「男女差」がみられます（図表 39）。この「男女差」は、男性も女性も前回調査から変化がないことから、地域活動の場における性別に関する偏りの問題は解消されていない状況といえます。
- 現在、地域活動を実際に運営している市民の「女性は裏方」「役員は男性」という意識を改め、男性が裏方の仕事に入ることや女性の役員が出やすい新たな方法を導入するなど、現場を変える必要があります、市も働きかけをしなければなりません。

図表 39 地域(自治会)などでの状況



資料：市民意識調査（平成24年）

- 自治会をはじめとする地域活動団体における方針決定の場の女性の割合や女性の参画は、依然として低い水準で推移しています（図表 40、図表 41）。

図表 40 様々な分野における方針決定の場での女性の割合 (%)

		実績値					目標 (第三次 計画)
		平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
(参考)	校(園)長	16.9	16.9	13.1	9.2	15.6	20.0
	教頭	18.2	19.5	22.4	21.1	11.7	20.0
自治会役員		10.2	12.1	10.8	11.0	11.0	15.0
各単位 PTA 会長		22.3	21.0	20.0	21.0	23.0	33.0
子ども会育成団体連絡協議会本部役員		30.0	33.0	40.0	50.0	45.0	50.0

図表 41 地域活動団体等における女性の参画状況 (%)

		実績値					目標 (第三次 計画)
		平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
環境美化推進員		13.3	13.4	15.1	13.2	13.9	15.0
自主防災会		26.4	29.5	26.2	25.3	25.0	30.0
女性消防隊員の防火講習会受講者		13.0	18.0	23.0	29.0	31.0	50.0
「ようこそまえばしを進める会委員会」 ワーキンググループ		10.5	10.5	10.5	11.1	11.1	20.0

- 基本法第4条では、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮することを求めています。また、基本法第15条では男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たって、男女共同参画社会の形成への配慮を求めており、市の施策の様々な場面で配慮することが重要です。
- 本市においても条例第3条（基本理念）の第4項において、「男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない」と定めています。また第14条では、市長の求めに応じ、市民又は事業者から要望、苦情その他の意見の申出があった男女共同参画推進施策について調査するため、前橋市男女共同参画推進施策調査委員を設置しています。

取組方針と具体的な施策

- ◇ 生活に密接に関連する地域社会において、男女が共に主体的に関わることができるよう、意識啓発や環境整備に取り組みます。
- ◇ 様々な分野における男女間の格差やニーズの違いを把握し、市の施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画社会を実現するための視点の浸透を図ります。

	具体的な施策	内 容	指 標	25 年度	目標値 (29 年度)	担 当
31	地 域 に お け る 制 度 ・ 慣 行 の 見 直 し	出前講座などの学習機会を提供するとともに、地域における男女平等を阻む慣習や慣行の実態を把握するため、市民アンケート調査を行います。	出 前 講 座 の 実 施 回 数	1 回	1 回 以 上	男女共同参画室
32	市役所における制度・慣行の見直し	職員の役割分担の見直しや各種制度の拡充を図り、職場における男女共同参画を推進します。また、男女共同参画ガイドラインを作成し、各職場に浸透させます。	各種制度の充実や研修等による働きかけ	推進	推進	職員課
			男女共同参画ガイドラインの作成	未作成	作成	男女共同参画室
33	職員研修の実施	市職員への男女共同参画に関する研修を行います。	職員研修の実施回数	2 回	2 回 以 上	職員課
				1 回	1 回 以 上	男女共同参画室

主な施策(10) 様々な分野への女性の参画の推進

現状と課題

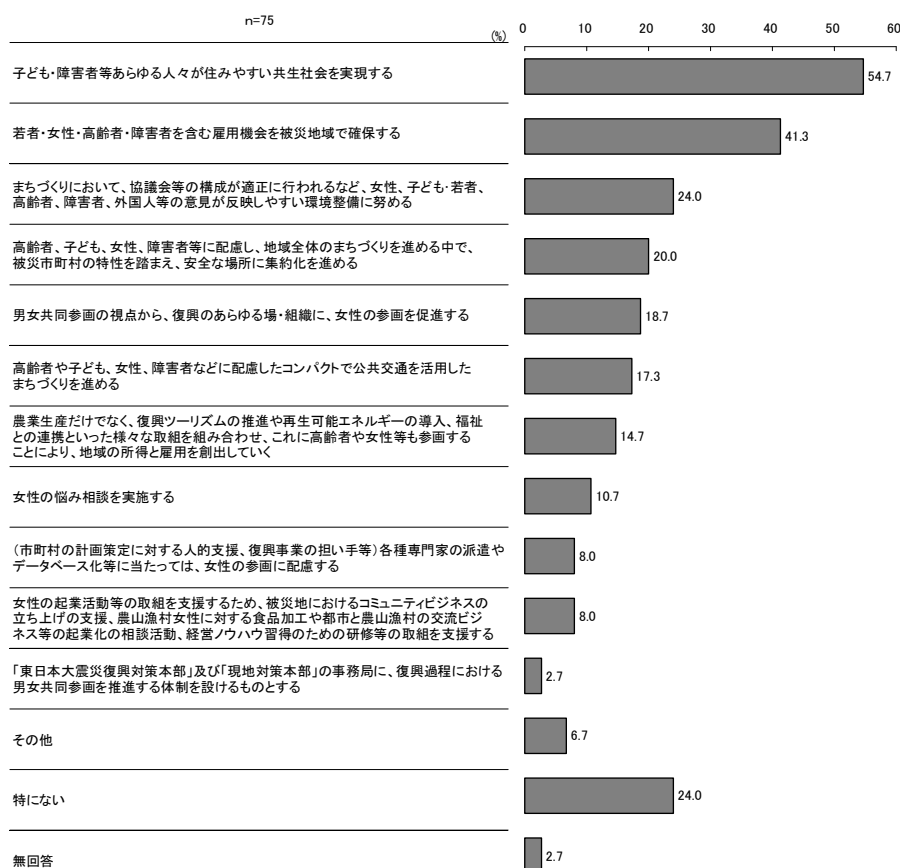
- 全国有数の豚肉産出額を誇る本市は、地域固有の観光資源として赤城山の自然や歴史・文化等に注目しています。観光関係の業者等が設立した「ようこそまえばしを進める会」を中心に「TONTON のまちまえばし」が進められており、市は活動を支援していますが、今後は女性の積極的な参加が一層求められています。



- 防災の分野では、東日本大震災で明らかになったように、男女共同参画の視点が不十分なために避難所の運営などに支障が起こっており、防災・復興に関する意思決定の段階から、女性の参画に留意する必要があることがわかりました。

国では、平成 24 年 9 月の防災基本計画の修正に際し、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進することが盛り込まれました。また、平成 25 年 3 月には、内閣府から「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が提示され、女性用更衣室や男女別トイレ、授乳スペースなどの女性専用スペース、下着や生理用品の配布など女性の視点を取り入れることが求められました。市においてもこのような視点を反映させる必要があります。

図表 42 復興計画の記載で配慮されている点＜参考＞



資料：東日本大震災からの復興に関する男女共同参画の取組状況調査（平成 25 年 5 月男女共同参画局）

注：被災地 9 県、178 市町村に対し郵送法で平成 24 年 11 月に実施（有効回収率 80.2%）

取組方針と具体的な施策

◇ 市民の身近な生活に関わる地域活動、防災分野、観光分野において、男女共同参画の視点の導入を推進します。

	具体的な施策	内 容	指 標	25 年度	目標値 (29 年度)	担 当
34	地域における男女共同参画の推進	男女が等しく自治会活動をはじめ地域における活動に参画するよう、継続的に周知していきます。	自治会役員における女性の割合	11%	20%	生活課
35	PTA・子ども会育成会活動への男女共同参画	男女共同参画についての基本的な考え方や知識などをPTA、子ども会育成会などに周知し、地域や家庭における男女共同参画に対する意識を高めます。	女性 PTA 会長の割合	23%	25%	学校教育課
			女性子ども会本部役員の割合	45%	50%	青少年課
36	防災・災害対応における男女共同参画	防災分野に女性の視点やニーズを生かすため、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努めます。 男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するために、各種防災訓練等を通じ、日ごろからの防災分野における女性の参加者を拡大します。	自主防災組織活動（防災訓練・出前講座受講を含む）への女性の参加	-	30%	危機管理室
		男女共同参画の視点に立った防災・災害対応の体制を確立するために、女性の参加者を拡大します。	男女共同参画の視点に立った防災・災害対応に関する情報提供	2 回	2 回以上	男女共同参画室
		消防団員確保の取組として、女性消防団員の入団促進を図ります。	女性消防団員数	9 人 (H25 年 11 月現在)	20 人	消防局 (総務課)
37	観光分野における男女共同参画	新しい観光都市としての前橋づくりに取り組み、観光サービスを提供していく「ようこそまえばしを進める会」への女性の参画を促進します。	ワーキンググループの女性の参加率	11%	20%	観光課

基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを実現できる まえばし

施策の方向	主な施策
5 男女がいきいきと働ける環境の向上	(11)職場における男女共同参画の推進 (12)女性のチャレンジ支援 (13)農業分野への男女共同参画の推進
6 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	(14)すべての子育て家庭に向けた子ども・子育て支援 (15)すべての家庭に向けた介護支援
7 ゆとりある生活の推進	(16)ワーク・ライフ・バランスの推進 (17)多様な活動への男女の参画促進

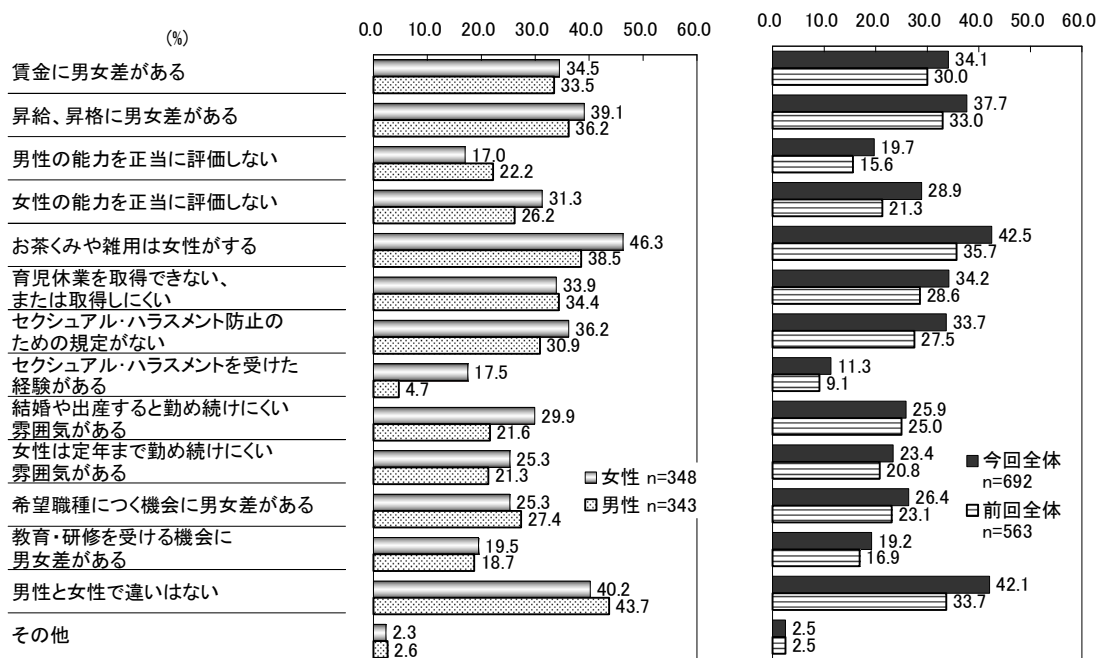
施策の方向 5 男女がいきいきと働ける環境の向上

主な施策(11) 職場における男女共同参画の推進

現状と課題

- 市民意識調査では、【職場】で男女が「平等」であるとの回答は 23.3%にとどまり、“男性優遇”が53.8%と半数を超え（図表 11）、男性優遇が根強いことがわかりました。どのようなところに男女の差があるかを質問したところ、「男性と女性で違いはない」が42.1%と前回調査から8.4ポイント上がりました。しかし一方では、「お茶くみや雑用は女性が行う」が42.5%（女性46.3%、男性38.5%）とこれを上回り、「昇給、昇格に男女差がある」が37.7%（女性39.1%、男性36.2%）、「賃金に男女差がある」が34.1%（女性34.5%、男性33.5%）と続いています。また、「育児休業を取得できない、取得しにくい」（34.2%）、「セクシュアル・ハラスメント防止規定がない」（33.7%）も職場の課題を示しています（図表 43）。

図表 43 職場での男女差について(現在働いている人への質問)



資料：市民意識調査（平成 24 年・19 年）

- 群馬県男女共同参画推進条例では、事業者に対し、男女共同参画の推進に係る責務（第 6 条）を規定するとともに、普及啓発などを行う「男女共同参画推進員」の設置（第 15 条）を定めています。平成 25 年度現在、本市には 121 人が任命されています。主な役割は以下の通りです。

- ◇仕事と家庭が両立できる職場づくり（育児・介護休業が取得しやすい仕組みや環境の整備、男性の育児・介護休業取得促進、育児休業後の職場復帰支援、短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方の導入、半日又は時間単位の休暇制度の導入）
- ◇女性の能力の活用（各種研修への女性の参加の推進、性別にとらわれない能力や成果に配慮した人事制度の確立）
- ◇男女が共に働きやすい職場環境づくり（残業の削減促進、計画的に有給休暇が取得しやすい環境づくり）
- ◇セクシュアル・ハラスメントの防止（セクシュアル・ハラスメント防止の方針の周知、相談・苦情受け付け窓口の整備など）

取組方針と具体的な施策

◇ 労働と家庭的責任に関する法律や、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主が配慮すべき事項について理解を広めていくとともに、男女共同参画を推進する事業所の動機づけを推進します。

	具体的な施策	内 容	指 標	25 年度	目標値 (29 年度)	担 当
38	産業振興・社会貢献 優良企業表彰の実施	男女共同参画に積極的に取り組んだ企業を表彰し、男女共同参画に対する企業の取組を促進します。	表彰企業数	16 社	16 社	産業政策課
39	公共調達における 評価等	市の入札に参加を希望する業者の男女共同参画に対する取組を評価します。	実施	未実施	実施	契約課
40	男女職員の採用及 び職域の拡大	市の組織において男女共同参画を推進するため、男女共に新たな職域への配置を拡大します。	個人の能力に 応じた新たな 職域への配置	-	拡大	職員課
41	事業所への労働法 等の啓発	男女雇用機会均等法の順守や職場における妊産婦保護 ⁴ の推進等、男女が働きやすい職場環境づくりに向けた働きかけを行います。	前橋市における 男女共同参画推 進員数	121 人	増加	男女共同 参画室 産業政策課

⁴ 妊産婦保護：

妊娠届出時、働く女性については、母子健康手帳とともに母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）が配布されます。主治医等は、妊娠中または出産後の働く女性に対して、健康診査等の結果、通勤緩和や勤務時間短縮等の措置が必要であると認められる程度の指導事項がある場合、この「母健連絡カード」に必要な事項を記入して渡します。妊娠中又は出産後の働く女性は、事業主にカードを提出し、事業主はカードの記入事項に従って通勤緩和や勤務時間短縮等の措置を講じることとなっています。

主な施策(12) 女性のチャレンジ支援

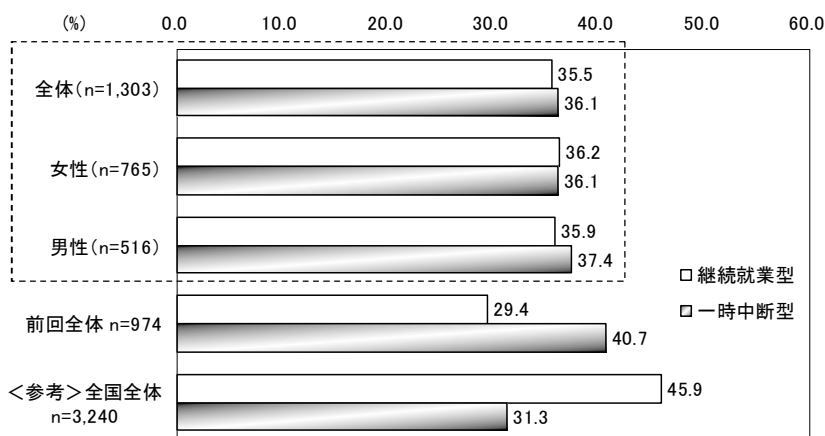
現状と課題

- 本市においても女性の労働力率は、結婚・出産・子育て期にあたる20代後半から30代にかけて低下するM字カーブを描いています（図表9）。

一般的に女性が職業をもつことについて、市民意識調査では「一時中断型」（「子どもが成長したら再びもつ方がよい」）が36.1%、「継続就業型」（「子どもができて職業を続ける方がよい」）が35.5%と両者が拮抗しています。前回調査では一時中断型（40.7%）が継続就業型（29.4%）を大きく上回っていましたが、両者の差が大幅に縮小しました。参考として、全国調査（平成21年）では継続就業型が一時中断型を大きく上回っています（図表44）。

人口減少時代に入り、社会経済的にみても労働力確保が求められ、女性の就業継続、再就職や起業が実現できる環境整備が必要となっています。

図表 44 一般的に女性が職業をもつことについて



資料：市民意識調査（平成24年・19年・平成21年世論調査）

取組方針と具体的な施策

- ◇ 女性が職業能力の開発・向上に主体的に取り組むことができるよう、各種講座の開催や情報提供等を行うとともに、起業や再就職をはじめ新たな分野やさらなる活躍に向けたチャレンジを支援します。

	具体的な施策	内 容	指 標	25 年度	目標値 (29 年度)	担 当
42	再就職支援	就労に必要な知識や技能を取得するためにパソコン講座等を開催します。	就職活動支援のため各種講座への参加者数	172 人	200 人	産業政策課
43	女性起業家支援	起業を志す女性を対象に、起業を成功させるために必要な知識を習得するセミナーを開催します。	セミナーの開催数	未実施	2 回以上	男女共同参画室

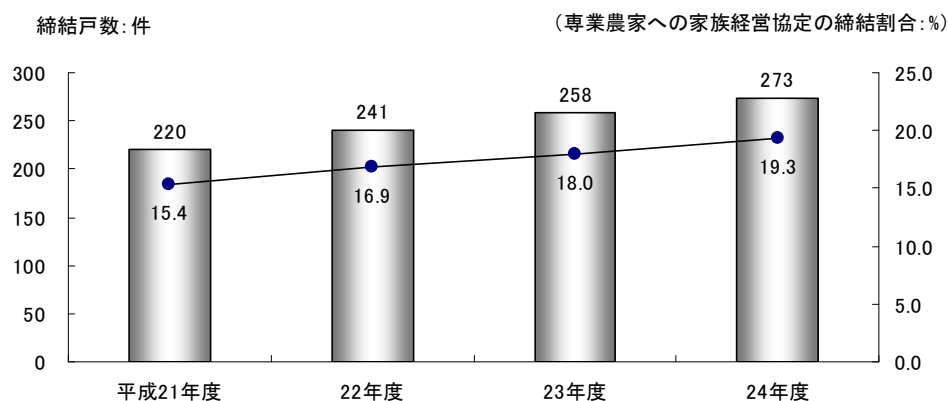
主な施策(13) 農業分野への男女共同参画の推進

現状と課題

- 本市では農業委員・農業協同組合における女性の役員はいませんが、平成25年度以降各2名となっています。しかし、農林水産業分野では、女性の働きが大きなウェイトを占めているにもかかわらず、固定的な性別役割分担意識が強い分野といわれており、今後、一層啓発を進めていく必要があります。
- 平成24年度における本市の農家の家族経営協定締結戸数は273件で締結割合は19.3%となっており、平成25年の目標18%を超えました（図表45）。
- 国の農林水産業を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る「6次産業化⁵」を推進することが必要であると言われています。そのためには、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農水産物の加工、販売等の起業活動などで活躍の場を広げ、地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠であり、さらなる女性の参画推進が望まれています。

農林水産業や商工業等で自営業に従事する女性が、実質的な担い手として十分に評価されるよう、就業条件の整備や男女のパートナーシップの確立について働きかけていくことはもちろんのこと、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図ることが必要です。

図表 45 家族経営協定の推移



資料：農業委員会事務局

⁵ 6次産業化：

農林水産省では、雇用と所得を確保し、若者や子どもも集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、6次産業化を推進しています。

取組方針と具体的な施策

◇ 農業に従事する女性が農業に魅力とやりがいをもって、能力と個性を発揮できる環境を整えます。

	具体的な施策	内 容	指 標	25 年度	目標値 (29 年度)	担 当
44	家族経営協定の促進	農業に従事する女性の地位向上や世帯員各個人の意欲増進を図るために家族経営協定の促進を図ります。	専業農家への家族経営協定の締結割合 (専業農家数 1,415 戸 2010 農林業センサス)	20.2%	25%	農業委員会事務局
45	農村女性活動の活性化支援	女性農業団体との意見交換会や積極的な情報発信を行うなど、女性団体のネットワーク化について支援していきます。	認定農業者の推進活動及び意見交換会の開催回数	3回	6回	農林課
46	農業起業化への支援	女性の社会参画に向けた啓発や農畜産加工等による起業化について支援を行います。	講習会・研修会等の開催回数	13回	25回	農林課

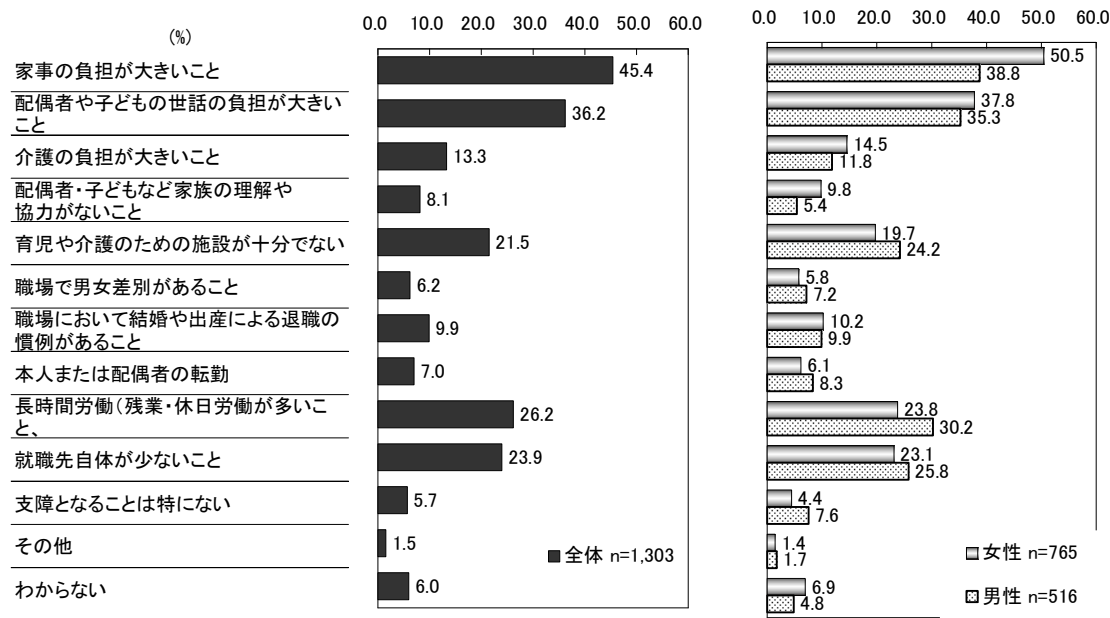
施策の方向 6 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援

主な施策(14) すべての子育て家庭に向けた子ども・子育て支援

現状と課題

■ 働く上での支障について、「家事の負担」45.4%（女性 50.5%、男性 38.8%）と「配偶者や子どもの世話」36.2%（女性 37.8%、男性 35.3%）の2項目がたいへん多く、どちらも女性の方が高率となっているのが特徴です（図表 46）。家事・育児などが女性に集中する現状を改めるよう、男性への働きかけが求められています。

図表 46 男女が働く上で支障となること



資料：市民意識調査（平成 24 年）

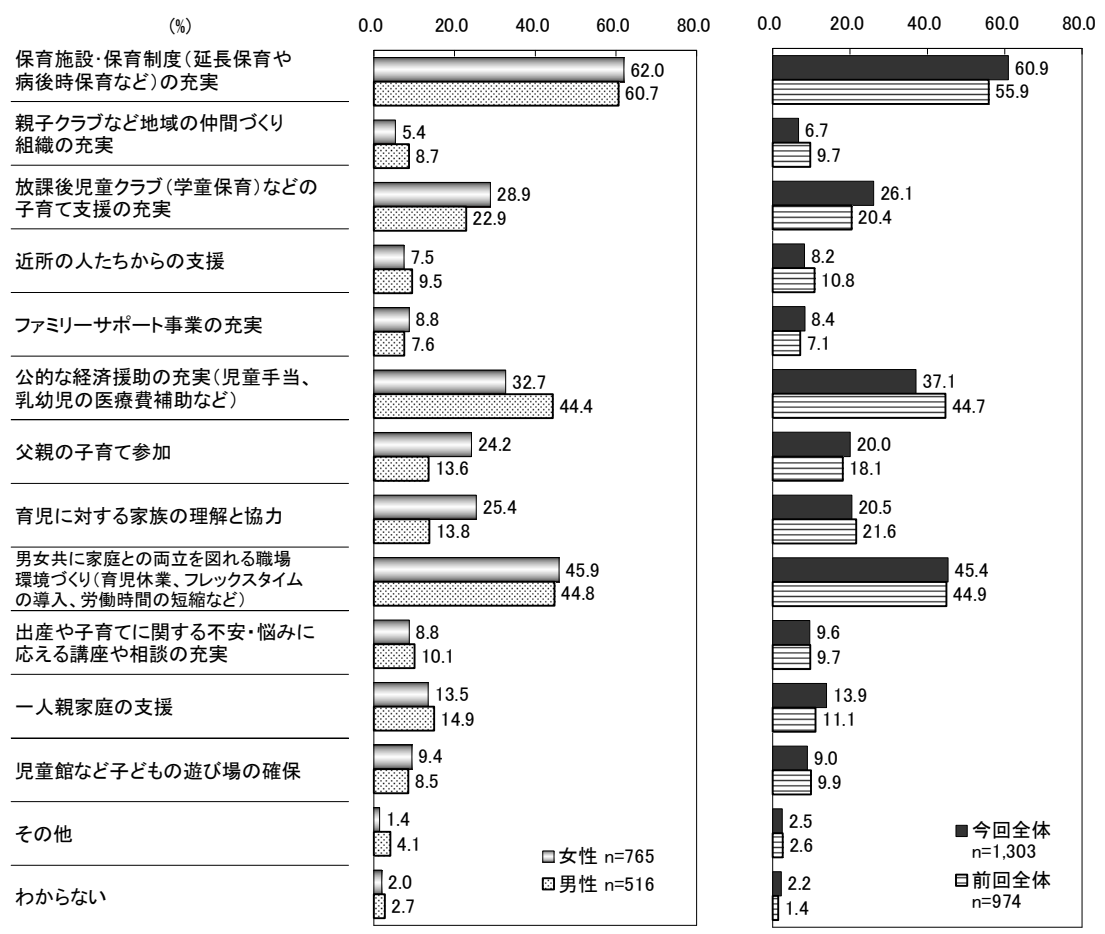
■ 平日における家事・育児・介護の時間をみると、男性は「1 時間」、女性は「4 時間 37 分」で、夫婦の就業形態別でも、男性は「共働き」「準共働き」「非共働き」で差がありません（図表 47）。家事・育児・介護に費やす時間は女性が男性の約 4.5 倍にのぼり、特に末子が就学前の場合はその差が顕著です。前回調査との比較においても男女差は拡大しており、家庭生活における男女の仕事の分担は進んでいない状況です。男性の労働時間、とりわけ子育て世代の男性の労働時間が多いことが、家庭生活の時間に影響を与えていると考えられ、ワーク・ライフ・バランスを推進する視点からも、男性の長時間労働の改善が必要です。

図表 47 共働き状況別家事・育児・介護の平均時間(1日)

		共働き家庭	準共働き家庭	非共働き家庭
全体 n=1,303	3 時間 17 分	2 時間 52 分	3 時間 21 分	4 時間 59 分
女性 n=765	4 時間 37 分	4 時間 03 分	4 時間 53 分	7 時間 05 分
男性 n=516	1 時間 00 分	1 時間 06 分	0 時間 48 分	1 時間 02 分

■ 子どもを安心して生み育てる環境整備に必要なことは、「保育施設・保育制度（延長保育や病後時保育など）の充実」（60.9%）が最も多く、次いで「男女共に家庭との両立を図れる職場環境づくり（育児休業、フレックスタイムの導入、労働時間の短縮など）」（45.4%）、「公的な経済援助の充実」（37.1%）が続いています。なお、女性は「放課後児童クラブなどの子育て支援の充実」「育児に対する家族の理解と協力」「父親の子育て参加」が多くなっています（図表 48）。前回調査との比較では、「放課後児童クラブなどの子育て支援の充実」と「保育施設・保育制度の充実」はやや増加しており、「小一の壁」といわれる就学前の保育サービスと小学校入学後の保育サービスの落差等による継続就業の難しさが垣間見られます。労働条件の改善など男性が家事等を担える条件づくり、育児・介護等への公的な支援の拡充が求められています。

図表 48 子どもを安心して生み育てる環境に必要なこと



資料：市民意識調査（平成 24 年・19 年）

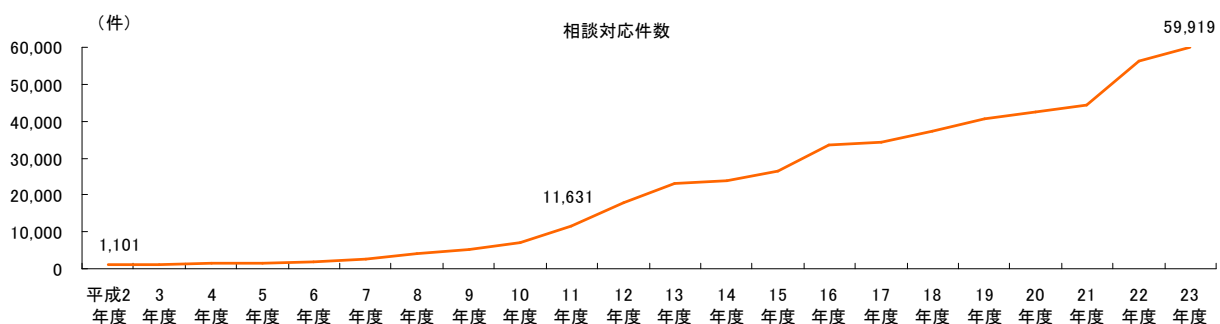
■ 住民同士の支え合いを基本とするファミリー・サポート・センターについては、登録会員数も利用会員数も順調に増加し、目標を達成しました（図表 49）。

図表 49 ファミリー・サポート・センター会員数の推移

	実績値					目標 (第三次計画)
	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
登録会員数(人)	1,271	1,371	1,495	1,530	1,560	1,150
お願い会員	936	1,008	1,106	1,129	1,140	－
まかせて会員	265	284	304	312	325	－
どちらも会員	70	79	85	89	95	－
年間利用件数(件)	3,266	3,455	5,247	5,239	5,900	4,800

■ 一方、働いている働いていないに関わらず、「子どもの病気や発育」（51.6％）と「子育てに伴う経済的負担」（50.5％）が子育て不安としてあげられています。中でも女性は「家族が子育てに協力しない」「子育てを手伝ってくれる人がいない」が特に多く、子育ての孤立化も心配されます。特に子どもが低年齢の時には子育て不安が高く、孤立化が高じると虐待に至るケースも発生しています。平成23年度の全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は約6万件と、児童虐待防止法が施行される前の平成11年の5.2倍に増加しました（図表50）。虐待による死亡件数はほとんどの年で50件を超え、高い水準で推移していると報告されています（厚生労働省）。

図表 50 全国の児童虐待相談の対応件数の推移＜参考＞



資料：厚生労働省

取組方針と具体的な施策

◇ 男性の子育て参加意識を促し、男女で子育てを担うことができる環境を整備します。

	具体的な施策	内 容	指 標	25 年度	目標値 (29 年度)	担 当
47	多様な保育サービスの提供	保護者の多様なニーズに対応するため、延長保育事業、一時保育事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業の充実を図ります。	実施箇所	89	98	保育課
48	ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の援助を行いたい人と受けたい人たちが会員となって、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことを支援します。	ファミリー・サポート・センター登録会員数及び利用件数	1,530 人 5,239 件 (24 年度)	1,680 人 6,300 件	保育課
49	放課後児童クラブの拡充	大規模児童クラブの分割と既存公設クラブを拡充します。	放課後児童クラブ利用者数	2,271 人	2,500 人	保育課
50	パパママ教室・マタニティセミナーの開催	妊娠中に具体的な子育ての方法を学び母親・父親がスムーズに育児ができるよう両親学級・パパママ教室・マタニティセミナーを開催します。	参加者のアンケート結果、参加人数	両親学級 670 人 母親学級 840 人	両親学級 700 人 母親学級 900 人	こども課

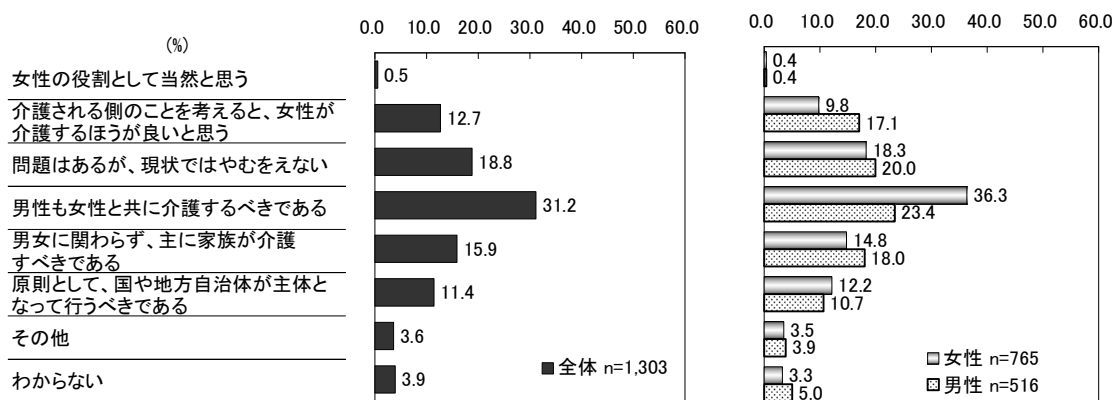
	具体的な施策	内 容	指 標	25 年度	目標値 (29 年度)	担 当
51	子育て支援の充実 及び男性の利用の 促進	地域子育て支援拠点事業、乳 幼児の育児支援事業、幼児教育 センター事業の充実を図りま す。また、父親等男性の利用を 促進します。	地域子育て支 援センター ：利用者数	96,000 人	100,000 人	保育課
			元気保育園 ：利用者数	14,000 人	14,500 人	
			乳幼児の育 児支援 ：参加者数	(24年度実績) ・あそび相談 24回855組 ・子育て支援会 17回476組 ・子育て健康教室 39回1824人	・あそび相談 24回880組 ・子育て支援会 18回600組 ・子育て健康教室 60回2,150人	こども課
			子育て支援 に役立つ井 戸端会議 ：実施回数	3 回	3 回	総合教育 プラザ(幼 児教育セン ター)
52	子育て相談体制の 充実及び男性の利 用の促進	各施設の子育て相談、就学・ 発達相談体制の充実を図りま す。また、父親等男性の利用を 推進します。	こども課： 家庭児童相 談件数	2,600 件	3,000 件	こども課
			幼児教育セ ンター ：相談件数	1,007 件 (平成24年度)	相談内容に 即した対応	総合教育 プラザ(幼 児教育セン ター)
			教育相談 ：学校や他の相 談機関と連携 すべき相談事 例のうち相談 者の同意を得 てできた割合	92% (平成24年度)	100%	総合教育 プラザ(教 育相談係)

主な施策(15) すべての家庭に向けた介護支援

現状と課題

- 高齢者介護が女性の役割になりがちなことについて、「男性も女性も共に介護すべきである」が31.2%と最も多く、「問題はあるが、現状ではやむをえない」が18.8%で続いています。性別でみると、女性は「男性も女性も共に介護すべきである」が36.3%と男性（23.4%）を大きく上回っています（図表 51）。社会全体で介護を担う、性別にかかわらず担うという体制の整備が必要です。

図表 51 高齢者介護が女性の役割になりがちなこと



資料：市民意識調査（平成 24 年）

取組方針と具体的な施策

- ◇ 家族介護者の負担が軽減されるよう、相談体制の充実や住民の支え合いを推進するとともに、要介護者や障害者の状態に応じた多様なサービスを整備していきます。

	具体的な施策	内 容	指 標	25 年度	目標値 (29 年度)	担 当
53	介護サービスの充実	介護保険のサービス基盤整備、介護予防・生活支援の拠点整備を行います。	特別養護老人ホーム等介護基盤の整備量	2,918 人	3,133 人	介護高齢課
54	介護についての相談体制の充実	総合相談・権利擁護・虐待防止等の地域のネットワークづくりを行います。	ネットワークづくりにおける地域ケア会議の開催数	21	35	介護高齢課
55	地域支援事業の充実	サロンや自主グループづくり支援や地域住民のボランティア育成を行います。	介護予防活動ポイント登録者数	500 人	800 人	介護高齢課
56	障害のある人の介助者への生活支援	日中一時支援事業を行い、心身障害児（者）の福祉および介護者の負担軽減を図ります。	日中一時支援事業（生活サポート事業）の延べ利用人数	3,908 人 (24 年度)	4,300 人	障害福祉課

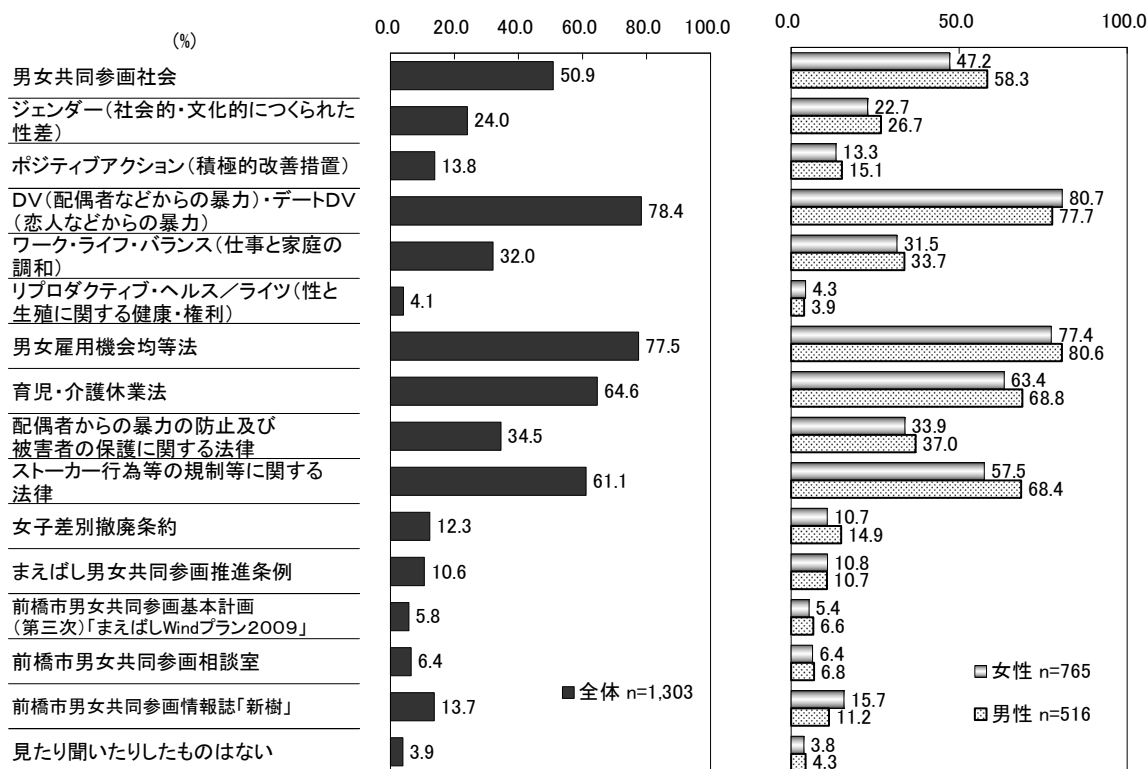
施策の方向 7 ゆとりある生活の推進

主な施策(16) ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

- 国が推進しているワーク・ライフ・バランスとは、国民一人ひとりが、年齢や性別に関わらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康を維持し、趣味・学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするものです。また、長時間労働を当然としてきた従来の働き方を見直すことなどにより、育児・介護等も含め、家族が安心して暮らし、家庭的責任を果たす上でも重要なもので、企業にとっても生産性向上や優秀な人材確保に役立つとされています。
- 男女共同参画に関係する各種の法律・制度・用語について「見たり聞いたりしたこと」があるかをきいた質問では、「男女共同参画社会」が 50.9%とようやく半数を超えました。一方、「男女雇用機会均等法」(77.5%)、「育児・介護休業法」(64.6%)、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(61.1%)と、概して法律の認知度が高くなっています。これに対して、「ワーク・ライフ・バランス」は 32.0%と3分の1にとどまっています(図表 52)。国の法律と異なり、市の施策や関連用語についてはマス・メディアを通じて接することが少なく、一層の広報が必要です。

図表 52 男女共同参画に関する用語や施策の認知度



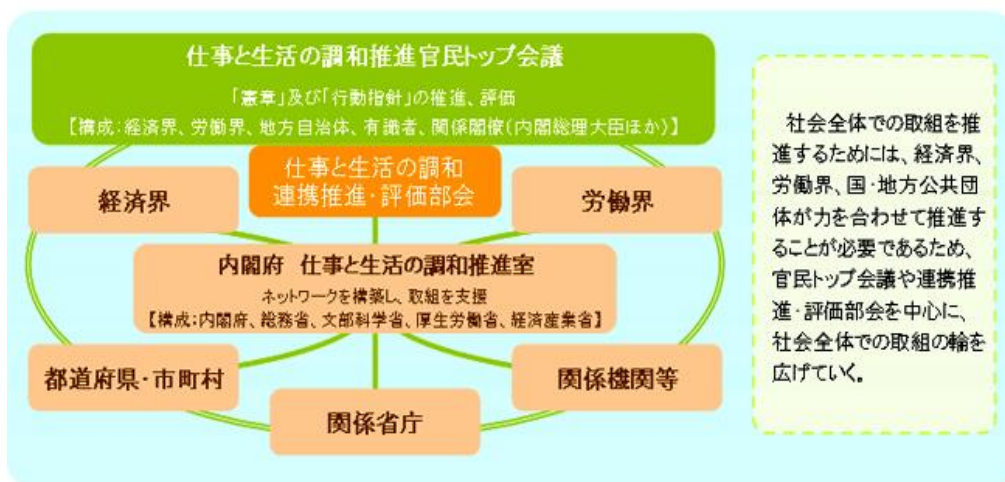
資料：市民意識調査（平成 24 年）

取組方針と具体的な施策

◇ 仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自らの希望するバランスで選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスを普及していきます。

	具体的な施策	内 容	指 標	25 年度	目標値 (29 年度)	担 当
57	両立支援対策	仕事と家庭、地域活動、趣味等との両立支援のための情報提供、働きかけを行います。	情報提供、働きかけの回数	未実施	2 回以上	男女共同参画室
58	育児・介護休業法の制度活用	事業主や労働者に育児休業・介護休業制度について情報提供を行い、制度の普及定着を推進します。	市の助成金の利用件数	未実施	10 件	産業政策課
59	ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	職場と家庭生活の両立のためのセミナーの開催や母性保護、育児・介護のための情報収集と提供を行います。また、市内企業等の具体的な取組について紹介していきます。	「ワーク・ライフ・バランス」の周知度(男女共同参画週間アンケート)	25.5%	35%	男女共同参画室

<参考>仕事と生活の調和を推進する体制

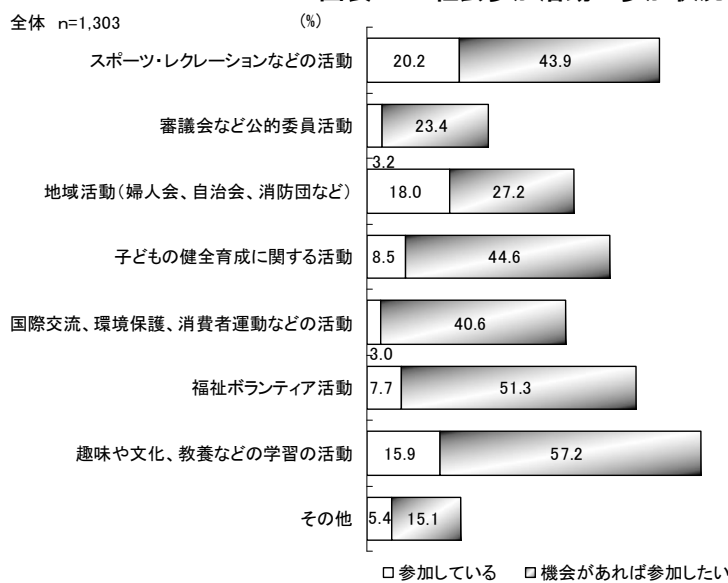


主な施策(17) 多様な活動への男女の参画促進

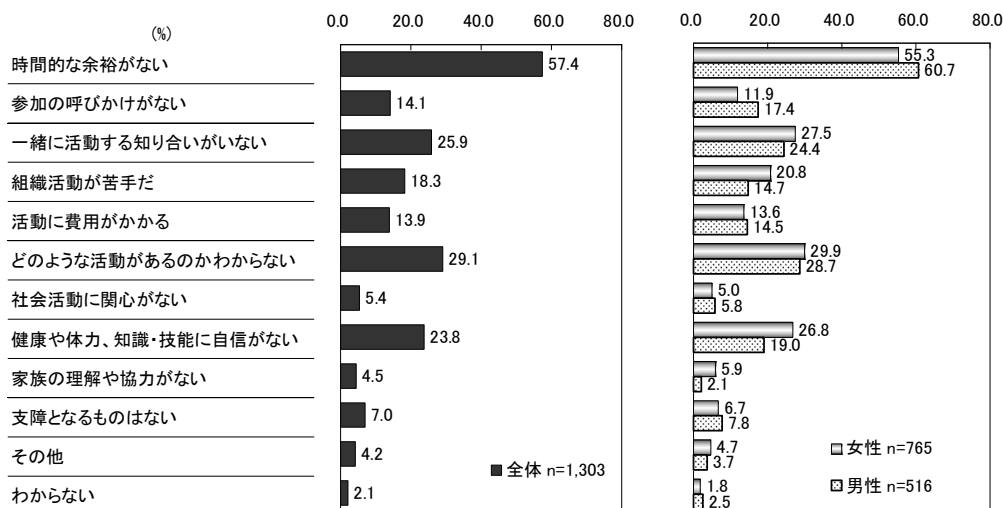
現状と課題

- 現在参加している活動は「スポーツ・レクリエーションなどの活動」(20.2%)、「地域活動」(18.0%)、「趣味や文化、教養などの学習の活動」(15.9%)で、機会があれば参加したいものとしては、「趣味や文化、教養などの学習の活動」(55.9%)、「福祉ボランティア活動」(51.3%)、「子どもの健全育成に関する活動」(44.6%)があがっています(図表 53)。「参加している」活動は、すべての活動において前回調査を下回っており、「機会があれば参加したい」も下回るなど全体に低調な傾向がみられます。社会参加する上で支障になる要因として、57.4%が「時間的余裕がない」をあげていますが、女性は「健康や体力、知識・技能に自信がない」と「組織活動が苦手だ」、男性は「参加の呼びかけがない」が多くなっています(図表 54)。全体としては、忙しすぎる働き方や家族の世話の大変さで、地域活動に参加する意欲も低下している様子が見がわれます。

図表 53 社会参加活動の参加状況



図表 54 社会参加活動の参加で支障となるもの



取組方針と具体的な施策

◇ 男女市民の主体的な社会参加活動を支援していきます。

	具体的な施策	内 容	指 標	25 年度	目標値 (29 年度)	担 当
60	男性の講座参加の促進	性的役割分担の意識を払拭し、男性が家庭生活や地域活動へ積極的に参加することを促すような男性を対象とする講座を開催します。	講座の回数	未実施	16（市内公民館で1回）	生涯学習課
61	市民ボランティア活動の促進支援	公設民営化した市民活動支援センターにおいて、NPO・ボランティア・市民活動の大きなつながりを目指し、パートナーシップによる市民活動の醸成、情報発信、市民参加の促進を図ります。	市民活動支援センターの登録団体数の増加	221 団体	270 団体	生活課



第 5 章 推進体制

1 市の推進体制の充実

（１）職員意識の向上

- ◇ 所属ごとに「男女共同参画推進責任者」を設置し、各課の底上げを図り、全庁をあげて男女共同参画を推進します。
- ◇ 職員の役割分担の見直しや各種制度の拡充を図り、職場における男女共同参画を推進するためガイドラインを作成・運用します。

（２）活動拠点の整備

- ◇ 本市の男女共同参画推進の核となる機能について、引き続き、市の財政状況や市民の要望をみながら検討します。

2 国・県・関係機関等との連携協力

（１）市民・事業者・団体とのパートナーシップの確立

- ◇ 男女共同参画社会の推進には、あらゆる分野での取組が必要であることから、様々な民間団体や企業との連携を推進していきます。

（２）他自治体等との情報交換・交流

- ◇ 国・県等が主催する女性施策に関する研修会等へ職員を派遣し、広く情報を収集します。
- ◇ 国・県や近隣自治体、類似した課題をもつ自治体などとも男女共同参画の推進を媒体にした協力関係を築いていきます。

3 計画の進行管理

(1) 庁内推進会議による総合的な調整

- ◇ 毎年度、実施している各事業の進捗状況調査を行うとともに、各指標の状況についても報告を行い、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 市民等の意見の反映

- ◇ 「前橋市男女共同参画審議会」において事業の進捗状況を報告し、学識経験者や市民の意見・助言を施策に反映させます。



資料編

1 前橋市男女共同参画基本計画（第四次）「まえばし Wind プラン 2014」策定経過

年 月	市 民	男女共同参画審議会等	市 (事務局、庁内推進会議、ネットワーク会議)
平成 24 年	7 月 13 日～31 日 男女共同参画に関する 市民意識調査実施 審議会会議録の公表	市長から「男女共同参画推進 施策の実施状況について諮 問」 男女共同参画審議会（市民意 識調査実施、経過について） 審議会学識委員（市民意識調 査アドバイザー）による市民 意識調査に関する講評作成	庁内推進会議推薦職員ワーキン ググループ（現ネットワーク会 議）開催（市民意識調査実施に 関する検討）
平成 25 年 1 月	男女共同参画に関する 市民意識調査結果公表	7 日 市長へ「前橋市男女共同参画 推進施策の実施状況につい て答申」	市民意識調査報告書・概要版作 成
2 月		27 日 男女共同参画審議会（次期基 本計画策定についての基本 的な考え方）	
3 月	審議会会議録の公表		
4 月		審議会学識委員による基本 方針確認	策定についての基本方針確認 庁内推進会議推薦のネットワ ーク会議メンバー選出
6 月			14 日 ネットワーク会議（策定スケ ジュール、計画の前提、体系案）
7 月	審議会会議録の公表	5 日 市長から「基本計画策定に関 する諮問」 男女共同参画審議会（策定ス ケジュール、計画体系案）	9～29 日 施策担当課へ第三次計画の具 体的施策実施状況総括調査
9 月		30 日 男女共同参画審議会（総括調 査報告、施策の洗い出し）	4 日 ネットワーク会議（総括調査報 告、施策の洗い出し）
10 月	審議会会議録の公表		
11 月			施策指標の検討、計画素案作成
12 月			20 日 ネットワーク会議（施策、計画 素案の確認）
平成 26 年 1 月		30 日 男女共同参画審議会（計画素 案、答申の検討）	計画素案の修正
2 月	審議会会議録の公表		計画案完成
3 月	審議会会議録の公表 策定報告、計画書公表	4 日 男女共同参画審議会（計画案 確認、答申作成） 25 日 市長へ「基本計画策定に関す る答申」	策定報告、計画書公表

2 前橋市男女共同参画審議会委員名簿

任期:平成 25 年 7 月 11日～平成 27 年6月 30 日

平成 25 年 6 月 1 日現在

(敬称略)

氏 名	職 業 ・ 所 属 等	区 分
斎藤 周	群馬大学教授	学識経験者
宮寄 文恵	弁護士	
前田 由美子	共愛学園前橋国際大学地域共生研究センター研究員	
木島 定幸	前橋市非常勤職員	
阿部 晴子	NPO法人ウィメンズ ウイルぐんま 理事	関係機関・関係団体代表
楯 政江	前橋商工会議所女性会 会長	
矢嶋 照雄	前橋市国際交流協会 理事（在住外国人支援部会長）	
後藤 苑子	群馬県立県民健康科学大学 学生	
佐藤 智子	私立保育園長連絡協議会（岩神保育園長）	
中山 洋子	前橋市生涯学習奨励員連絡協議会 理事	
平田 雅子	前橋市民生委員児童委員連絡協議会 副会長	
松本 春美	群馬労働局雇用均等室長	市民代表
田畑 光輝	公 募	
中道 さゆり	公 募	
村上 彬	公 募	

3 まえばし男女共同参画推進条例

平成15年3月28日

条例第1号

改正 平成18年3月29日条例第7号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策等（第8条—第10条）

第3章 推進体制等（第11条—第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

市民一人ひとりが、お互いを大切にし、性別にかかわらず、個性を輝やかせて生き生きと暮らすことができる社会の実現は、私たちの願いである。

前橋市は、日本国憲法にうたわれた個人の尊重や法の下での平等を基に、国際社会における男女平等への取組とも協調し、国における男女共同参画社会基本法に基づく取組を踏まえ、「平等」「参画」「自立」「交流」を柱とし、男女共同参画を推進する様々な施策に取り組んできた。

しかし、家庭と仕事との両立、意思決定の場への男女の積極的な参画、女性に対する暴力や権利侵害など、いまだ多くの解決しなければならない課題がある。

このため、私たち一人ひとりがこれらの課題に目を向け、男女共同参画について共に考え、また市と市民と事業者との協働により、男女共同参画を一層推進していく必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指し、将来にわたって男女の人権が尊重され、豊かな文化と活力のある21世紀の私たちのまち、まえばしを創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体をいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手を不快にさせ、その言動を受けた個人の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応によりその個人に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別

的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動とその活動以外の活動に対等に参画し、両立できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、政策又は方針の立案からその決定までのすべての意思決定の場に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進に当たっては、市、市民及び事業者の相互の協力と主体的な取組により行うよう配慮されなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における男女共同参画の取組と協調して行われなければならない。

(平18条例7・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画推進施策を実施するに当たり、必要に応じ、市民、事業者、国、県等と相互に連携し、及び協力を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画に関する理解を深め、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、男女共同参画の推進を阻害する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な言動を行ってはならない。

第2章 基本的施策等

(基本的施策)

第8条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる事項を基本として施策を講ずるものとする。

- (1) 教育の場における男女共同参画を推進するための必要な措置及び支援を行うよう努めること。
- (2) 市民の育児、介護その他の家庭生活における活動とその活動以外の活動との両立のための支援を行うよう努めること。
- (3) 男女が互いに性について理解を深め、思春期、妊娠・出産期その他の生涯にわたる心身の健康

を保持するための支援を行うよう努めること。

(4) 市における政策の立案及び決定過程への女性の参画の機会の拡大を図るよう努めること。

(5) 男女共同参画を推進するための調査研究を行うとともに、市民及び事業者に情報の提供を行うこと。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、第13条に規定する前橋市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、毎年1回、男女共同参画推進施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

第3章 推進体制等

(相談等)

第11条 市は、市民又は事業者からの性別による権利侵害その他の男女共同参画に関する相談に応じ、必要があると認めるときは、関係機関と連携を図りながら、その市民又は事業者を支援するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の活動の支援)

第12条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供を行うとともに、学習その他の活動の拠点となる場の確保に努めるものとする。

(男女共同参画審議会)

第13条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議するため前橋市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画推進施策の実施状況に関する事項

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

4 審議会は、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(男女共同参画推進施策調査委員)

第14条 市長の求めに応じ、市民又は事業者から要望、苦情その他の意見の申出があった男女共同参画推進施策について調査するため、前橋市男女共同参画推進施策調査委員（以下「調査委員」という。）を置く。

2 調査委員は、市長に、前項の規定による調査の結果を報告するとともに、必要があると認めるときは、助言し、又は改善のための意見を述べることができる。

3 市長は、前項の報告、助言又は改善のための意見を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 前各項に定めるもののほか、調査委員に関し必要な事項は、市規則で定める。

第4章 雑則

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 抄

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条第2項（審議会に係る部分に限る。）及び第13条の規定並びに次項の規定（前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年前橋市条例第23号）別表の改正規定（男女共同参画推進施策調査委員の項を加える部分を除く。）） 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において市規則で定める日

（平成15年規則第46号で平成15年6月16日から施行）

(2) 第11条及び第14条の規定並びに次項の規定（前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の改正規定（男女共同参画推進施策調査委員の項を加える部分に限る。）） 平成15年10月1日

附 則（平成18年3月29日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 前橋市男女共同参画審議会運営規則

平成15年5月7日

規則第47号

改正 平成16年3月31日規則第18号

平成18年3月30日規則第19号

平成25年3月29日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、まえばし男女共同参画推進条例（平成15年前橋市条例第1号）第13条第6項の規定に基づき、前橋市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 各種団体が推薦する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開するものとする。

(会議録)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の会議の開催年月日
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 議事の内容
- (5) その他必要と認める事項

2 会議録は、会長及び会長が指定する出席委員1人が署名する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民部生活課において処理する。

(平16規則18・平18規則19・平25規則42・一部改正)

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年6月16日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第18号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日規則第19号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第42号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

5 前橋市男女共同参画推進施策調査委員規則

平成15年9月25日

規則第58号

改正 平成16年3月31日規則第18号

平成18年3月30日規則第19号

平成19年3月29日規則第9号

平成25年3月29日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、まえばし男女共同参画推進条例（平成15年前橋市条例第1号）第14条第4項の規定に基づき、前橋市男女共同参画推進施策調査委員（以下「調査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査委員)

第2条 調査委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 調査委員は3人以内とする。

3 男女のいずれか一方の調査委員の数は、2人を超えることができない。

4 調査委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の調査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(調査の依頼等)

第3条 市長は、男女共同参画推進施策に関し市民又は事業者から要望、苦情その他意見（以下「意見等」という。）の申出があった場合において、必要があると認めるときは、申出のあった年月日並びに申出の趣旨及び理由を明らかにして、調査委員に調査を依頼するものとする。

(調査委員の職務等)

第4条 前条の規定による依頼を受けた調査委員は、関係部課に対して、意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

2 調査委員が市長に対する報告、助言又は改善のための意見の決定を行うときは、合議によるものとする。

(会議の公開)

第5条 調査委員の合議による会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議の審議内容が次の各号のいずれかに該当するときは、調査委員の合議により、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 前橋市情報公開条例（平成9年前橋市条例第45号）第6条に規定する非公開情報に関する事項

(2) その他会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる事項

(平19規則9・一部改正)

(守秘義務)

第6条 調査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(措置状況等の報告)

第7条 市長は、市民又は事業者からの意見等の申出状況及び調査委員の決定等に基づき講じた措置について、調査委員に報告するものとする。

(庶務)

第8条 調査委員の庶務は、市民部生活課において処理する。

(平16規則18・平18規則19・平25規則42・一部改正)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日規則第18号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日規則第19号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日規則第9号) 抄

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第42号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

6 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小渕内閣

改正 平成一一年七月一六日法律第一〇二号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内におい

て、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

らない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（平一一法一六〇・一部改正）

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分

の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に

法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二五年七月三日法律第七二号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市

町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者か

ら引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）

がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は

援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審

尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力

（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成二五年七月三日法律第七二号）

抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

8 市民意識調査の概要

	男女共同参画に関する市民意識調査	＜参考＞ 前回調査
調 査 対 象	市内在住の 18 歳以上の男女	市内在住の 18 歳以上の男女
標 本 数	3,000	3,000
抽 出 法	住民基本台帳登録者から性・年齢階層別の人口割合に応じた無作為抽出(平成 24 年 7 月 1 日現在)	住民基本台帳登録者から性・年齢階層別の人口割合に応じた無作為抽出
調 査 方 法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
有効回収率	43.4%	32.5%
調 査 時 期	平成 24 年 7 月	平成 19 年 7 月

平成 21 年 3 月に実施された「男女共同参画社会に関する世論調査⁶」、群馬県調査⁷を引用しているところがあります。詳細は「男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」(平成 25 年 1 月)を参照ください。

⁶ 男女共同参画社会に関する世論調査：

男女共同参画社会に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするために、内閣府によって定期的に行われている調査です。引用したのは平成 21 年 3 月に実施された直近の調査です。

⁷ 群馬県調査：

「群馬県男女共同参画基本計画」(平成 22 年度)を作成するための基礎資料として、平成 21 年 12 月に実施されたものです。

9 男女共同参画のあゆみ

年	前橋市のあゆみ	群馬県のあゆみ	国や国際社会のあゆみ
1945 (昭和 20 年)			衆院法改正 (成年女子に参政権) 国連発足 (国連憲章採択)
1946 (昭和 21 年)			初の婦人参政権行使 (女性 39 名当選) 日本国憲法公布 (翌年施行)
1947 (昭和 22 年)			改正民法公布 (翌年施行) 家父長制度廃止
1948 (昭和 23 年)			「世界人権宣言」採択
1956 (昭和 31 年)			日本国連加盟可決
1967 (昭和 42 年)			「婦人に対する差別撤廃宣言」採択
1972 (昭和 47 年)			勤労婦人福祉法公布・施行 (昭和 60 年男女雇用機会均等法と改称)
1975 (昭和 50 年)			「婦人問題企画推進本部」設置 総理府「婦人問題担当室」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 国際婦人年 国際婦人年世界会議で「世界行動計画」採択 (メキシコシティ)
1976 (昭和 51 年)			民法等の一部を改正する法律施行 (離婚後も婚姻中の姓を称することができる) 「国連婦人の十年」開始 (～1985 年)
1977 (昭和 52 年)			「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」会館
1979 (昭和 54 年)		県民生活部婦人児童課に「婦人対策係」設置 「群馬県婦人問題懇談会」設置	「女子差別撤廃条約」採択
1980 (昭和 55 年)		「新ぐんま婦人計画」策定 群馬県婦人大学開催 (第 1 回) 婦人国外研修実施 (第 1 回中国) 群馬婦人の集い開催	「国連婦人の十年」中間年世界会議開催 (コペンハーゲン) 「女子差別撤廃条約」に署名 (日本含む)
1981 (昭和 56 年)			民法等の一部を改正する法律施行 (配偶者の相続分 1/3 から 1/2 へ) 「ILO 第 156 号条約」の採択 (男女労働者、特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)
1985 (昭和 60 年)		国連婦人の十年最終年記念群馬県大会	国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行 (父母両系主義採用等) 「女子差別撤廃条約」批准、7/25 発行 「国連婦人の十年」最終年世界会議 (ナイロビ) で「ナイロビ将来戦略」採択 「男女雇用機会均等法」成立
1986 (昭和 61 年)			婦人問題企画推進本部、構成省庁を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議 (婦人問題企画推進会議の後身) 設置 「男女雇用機会均等法」施行 国民年金法等の一部を改正する法律施行 (女性の年金権の確立) 労働基準法一部改正施行 (女子保護規定の緩和等)
1987 (昭和 62 年)			「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
1988 (昭和 63 年)	福祉部児童家庭課に「婦人問題担当窓口」設置		労働基準法の一部改正施行 (労働時間の短縮等)
1989 (平成元年)		「群馬県における婦人対策について—西暦 2000 年に向けて男女共同参画型社会を—」報告書提出	1994 年を国際家族年とすることを採択 日本青年館で男中心の結婚観や人間関係を見直し自立した男になることを目指した「花婿学校」開講
1990 (平成 2 年)			「ナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回」の見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択 ILO「夜業に対する条約」採択

年	前橋市のあゆみ	群馬県のあゆみ	国や国際社会のあゆみ
1991（平成 3 年）		「新ぐんま 2010」の中に女性対策を主要な柱として位置付け、策定 「女性に関する意識調査」実施	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画第一次改定」策定（目標、男女共同参画社会の形成） OECD（海外経済協力基金）「開発と女性配慮のための指針」策定
1992（平成 4 年）			「育児休業法」施行 「介護休業制度等に関するガイドライン」策定 「婦人問題担当大臣」任命 環境と開発に関する国連会議で「アジェンダ 21」採択
1993（平成 5 年）		「新ぐんま女性プラン」策定 「群馬県女性行政推進連絡会議」設置	中学校技術・家庭科男女共修実施 「短時間労働者の雇用の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」施行 世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択
1994（平成 6 年）		県民生活課に「女性政策室」設置 「群馬県女性人材データベース」構築	高校家庭科男女共修実施 総理府組織令一部改正 「婦人問題企画推進本部」が「男女共同参画推進本部」に改称 「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」設置 国際人口開発会議（カイロ）開催 ILO「パートタイム労働に関する条約」採択 列国会議同盟（IPU）「政治活動における男女間の不均衡是正のための IPU 行動計画」採択
1995（平成 7 年）			「育児・介護休業法」成立「ILO 第 156 号条約（家族的責任条約）」批准第 4 回世界女性会議（北京）で「行動綱領」「北京宣言」採択
1996（平成 8 年）	「女性に関する市民意識調査」実施	「男女共同参画社会をきずくための意識調査」実施	男女共同参画 2000 年プラン策定 ILO「家内労働条約」採択
1997（平成 9 年）	企画調整課に「女性政策推進室」設置 「前橋市女性施策庁内推進会議」設置 「前橋市女性施策推進協議会」設置		男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法一部改正 男女共同参画審議会設置法施行
1998（平成 10 年）	「前橋市女性行動計画 まえばし Wind プラン 21」策定	「'98 福島・群馬・新潟 3 県女性サミット」を新潟県で開催	特定非営利活動促進法（NPO 法）公布
1999（平成 11 年）	前橋市男女共同参画情報誌創刊号発行	「'99 新潟・福島・群馬 3 県女性サミット」を群馬県で開催 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施	改正男女雇用機会均等法、改正労働基準法、育児・介護休業法の全面施行 男女共同参画社会基本法公布、施行 男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申
2000（平成 12 年）		「群馬・新潟・福島 3 県女性サミット 2000」を福島県で開催 中華婦人連との交流 20 周年記念事業実施	介護保険制度実施 男女共同参画基本計画策定 特別総会女性 2000 年会議（ニューヨーク）で「政治宣言」及び「成果文書」採択
2001（平成 13 年）	企画調整課「女性政策推進室」を「男女共同参画室」に改称	「ぐんま男女共同参画プラン」策定 「ぐんま男女共同参画プラン委員会」設置 「女性政策室」を「男女共同参画室」に改称 「群馬県男女共同参画推進協議会」設置 「群馬県各種婦人団体連絡協議会」を「群馬県女性団体連絡協議会」に改称 「女性に対する暴力実態調査」実施	中央省庁再編、内閣府に「男女共同参画局」設置、 「男女共同参画会議」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 育児・介護休業法改正

年	前橋市のあゆみ	群馬県のあゆみ	国や国際社会のあゆみ
2002（平成 14 年）		「人権男女共同参画課」設置	女子差別撤廃条約実施状況報告（第 5 回）の提出 第 2 回 A P E C 女性問題担当大臣会合（メキシコ）開催
2003（平成 15 年）	「まえばし男女共同参画推進条例」制定	「群馬県婦人会館」を「群馬県女性会館」に名称変更 群馬県女性会館内に「女性相談支援室」設置 女性相談所を保健福祉課から人権男女共同参画課に移管	「次世代育成支援対策推進法」公布・施行
2004（平成 16 年）	「前橋市男女共同参画基本計画 まえばし Wind プラン 2004」策定 機構改革により「生活課男女共同参画室」となる 「男女共同参画相談室」開始	「群馬県男女共同参画推進条例」制定 「群馬県男女共同参画推進委員会」設置 「女性相談支援室」と「女性相談所」の両部門を統合し、女性相談センターを女性会館内に設置	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正
2005（平成 17 年）		中華婦人連との交流 25 周年	「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 育児・介護休業法改正 「第 4 9 回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋10」世界閣僚級会合）」
2006（平成 18 年）		「群馬県男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 「ぐんま DV 対策基本計画」策定	「男女雇用機会均等法」改正
2007（平成 19 年）	「男女共同参画に関する市民意識調査」実施		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2008（平成 20 年）			内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出
2009（平成 21 年）	「前橋市男女共同参画基本計画（第三次） まえばし Wind プラン 2009」策定	女性相談センター、ぐんま男女共同参画センターに移転 「ぐんま DV 対策基本計画（改定版）」策定 群馬女性会館閉館 「ぐんま男女共同参画センター（とらいあんぐるん）」設置 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施	国連女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審査 「次世代育成支援対策推進法」改正 「育児・介護休業法」改正
2010（平成 22 年）			第 54 回国連婦人の地位委員会（北京＋15）開催 「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定
2011（平成 23 年）		「群馬県男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定 「男女間の暴力に関する実態調査」実施	国連の既存のジェンダー関連 4 機関を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足
2012（平成 24 年）	「男女共同参画に関する市民意識調査」実施	女性相談センター移転 とらいあんぐるん相談室（男女共同参画センター）開始	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」一部改正 子ども・子育て支援法等子ども・子育て関連 3 法公布
2013（平成 25 年）			ストーカー行為等の規制等に関する法律改正

年	前橋市のあゆみ	群馬県のあゆみ	国や国際社会のあゆみ
2014（平成26年）	「前橋市男女共同参画基本計画（第四次） まえばし Wind プラン 2014」（前橋市DV防止基本計画含む）策定	「ぐんまDV対策推進計画（第3次）」策定	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行

前橋市男女共同参画基本計画（第四次）

まえばし Wind プラン 2014

平成26年3月



発行・編集	前橋市 市民部 生活課 男女共同参画室
	〒371-0023
住 所	前橋市本町一丁目5-2 職員研修会館1階
電 話	027-898-6517（ダイヤルイン）
F A X	027-221-6200
E-MAIL	sankaku@city.maebashi.gunma.jp
U R L	http://www.city.maebashi.gunma.jp/